

第1期

広尾町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

広尾町

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 計画の法的根拠と位置付け .....	4
3 関連計画との関係 .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度 .....	5
6 計画の策定体制 .....	7
7 持続可能な開発目標(SDGs)について .....	8
<b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>9</b>
1 人口の動向 .....	9
2 子育て支援の状況 .....	14
3 将来人口推計 .....	16
4 アンケート調査結果 .....	17
5 こどもまちづくりワークショップの結果 .....	33
<b>第3章 第2期事業計画の評価等</b> .....	<b>37</b>
1 教育・保育 .....	37
2 地域子ども・子育て支援事業 .....	38
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>41</b>
1 基本理念 .....	41
2 基本的な方針 .....	42
3 計画の基本的な視点 .....	42
<b>第5章 子育てに関する施策の評価と展開(次世代育成支援行動計画の評価)</b> .....	<b>44</b>
施策目標1 かおの見える助け合いと自立を支援するまちをつくる .....	44
施策目標2 健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる .....	46
施策目標3 社会で生き抜く力を育てる .....	48
施策目標4 生涯を学びゆとりを育む .....	50
<b>第6章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>52</b>
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 .....	52
2 計画の基本的記載事項 .....	52
3 教育・保育提供区域の考え方 .....	53
4 児童人口の将来推計 .....	55

5 教育・保育の提供体制の確保 .....	56
6 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	62
7 子ども・子育て支援関連施策の推進 .....	69
<b>第7章 こどもの貧困対策計画.....</b>	<b>72</b>
1 背景と位置づけ.....	72
2 我が国の貧困率.....	73
3 広尾町の現状 .....	73
4 取組の方向性 .....	79
5 具体的な取組.....	80
<b>第8章 子ども・若者計画.....</b>	<b>83</b>
1 背景と位置づけ.....	83
2 広尾町の現状 .....	84
3 基本的な方向性.....	91
4 具体的な取組.....	92
<b>第9章 計画の推進体制.....</b>	<b>95</b>
1 計画の推進に向けた役割 .....	95
2 計画の点検・評価・改善.....	97

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障し、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されました。また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、子ども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、子ども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっており、すべての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

このような状況のなか、「第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了し、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村は子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「広尾町こども計画(以降「本計画」という)」を、「第3期広尾町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、子ども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことをめざします。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

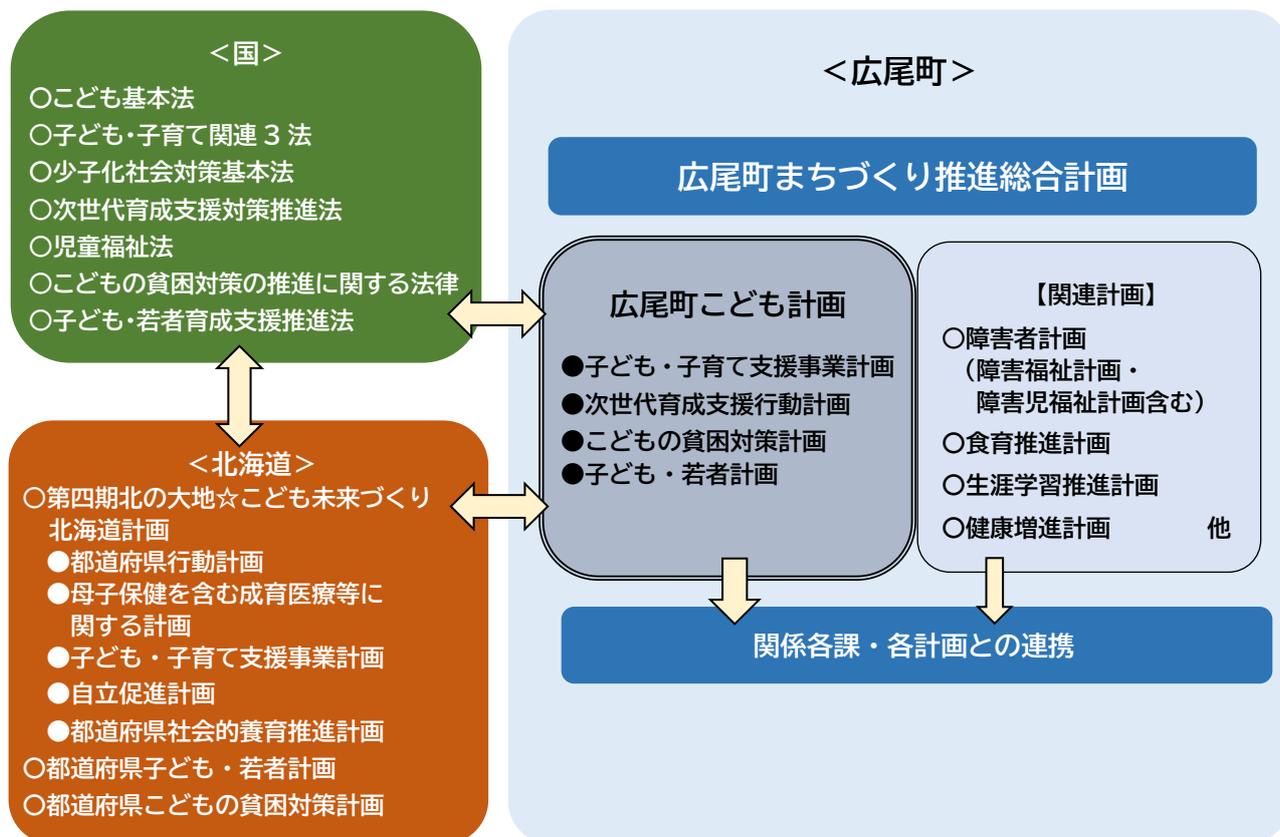
本計画は、広尾町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、を包含するものです。

なお、本計画は、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)及び思春期(中学生年代からおおむね 18 歳まで)だけでなく、青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで)、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

## 3 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「広尾町まちづくり推進総合計画」を最上位計画とし、障害者計画、食育推進計画、生涯学習推進計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

### ■ 他計画等との連携



## 4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度まで5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
					広尾町こども計画				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期 広尾町子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・第1期 広尾町こどもの貧困対策計画</li> <li>・第2期 広尾町次世代育成支援行動計画(後期)</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期 広尾町子ども・子育て支援事業計画</li> <li>第2期 広尾町こどもの貧困対策計画</li> <li>第3期 広尾町次世代育成支援行動計画(前期)</li> <li>第1期 広尾町子ども・若者計画</li> </ul>				

## 5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

### ■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	こどもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの貧困対策計画の策定が明記。(⇒平成26年8月29日こどもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート。(計画期間：平成27年度～平成31年度)
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。

平成	法律・制度等	内容
28年度	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。 (計画期間：令和2年度～令和6年度)
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことをめざす。
	こども基本法の成立	すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6年度	次世代育成支援対策推進法	令和17年3月末までの時限立法に延長。

## 6 計画の策定体制

### (1)子ども・子育て会議の設置

本計画の内容を審議し意見が広く反映されるよう、子どもの保護者、子ども子育て支援に従事する者、学識経験者等から構成される「広尾町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

### (2)子ども計画策定のためのアンケート調査の実施

町民の皆様の子育てに関する状況や広尾町の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等について把握し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

(結果は17～32頁、75～78頁、84～90頁に掲載)

### (3)子ども等の意見反映

こども基本法第11条の規定に基づき、町内の学校の児童・生徒を対象とした「こどもまちづくりワークショップ」を開催し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

(結果は33～36頁に掲載)

### (4)パブリックコメントの実施

広尾町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年1月15日から令和7年2月4日まで意見の募集を実施し、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民の意見聴取に努めました。

## 7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

広尾町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。

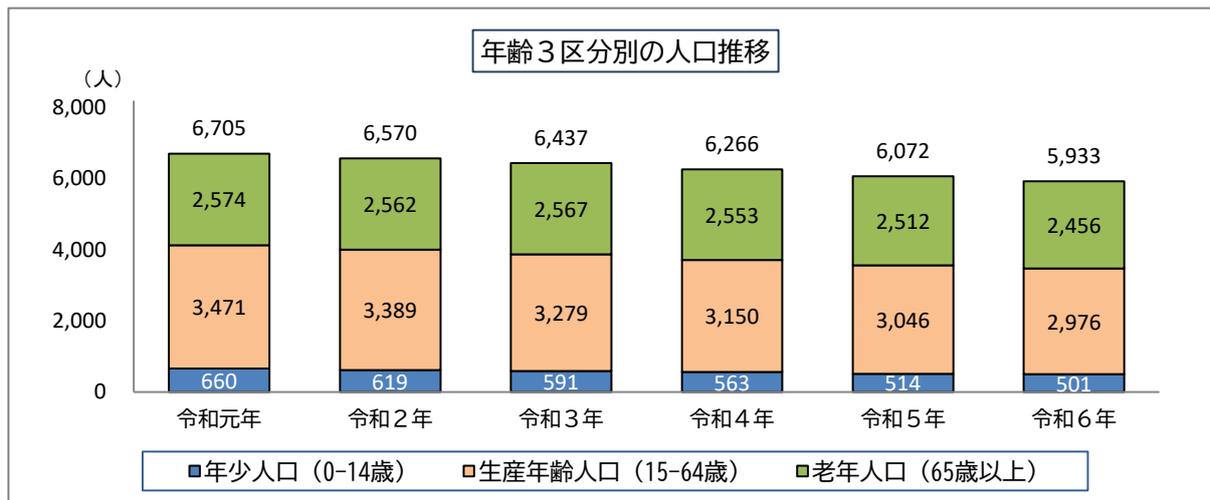


## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

### 1 人口の動向

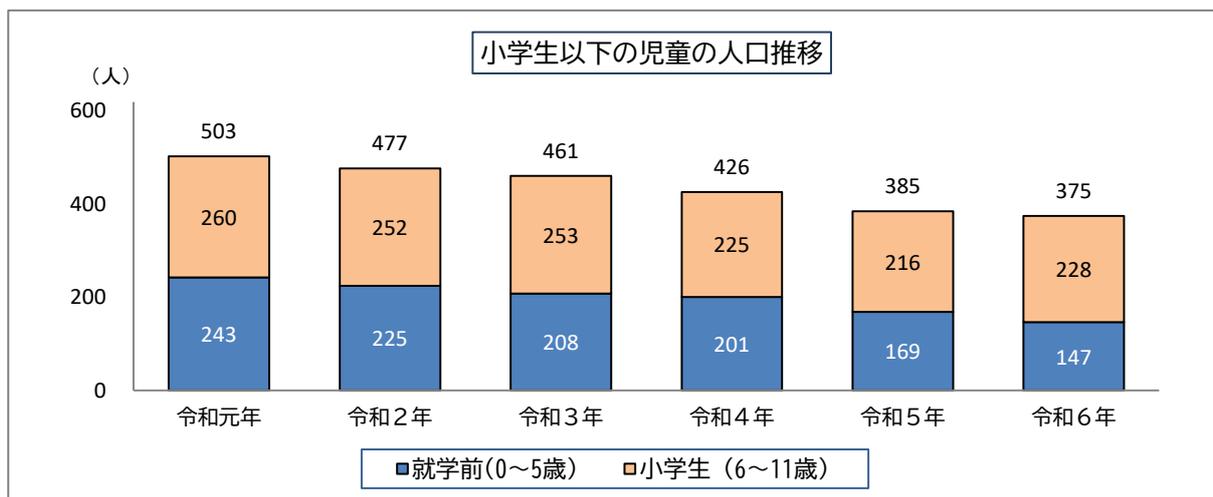
#### (1)人口の推移

広尾町の人口は、令和元年の6,705人から令和6年には5,933人と減少傾向で推移しています。年齢区分ごとの人口では、すべての年齢区分において減少傾向で推移しています。



各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前は令和元年の243人から令和6年の147人まで減少傾向で推移しています。小学生についても令和元年の260人から令和6年の228人と減少しています。

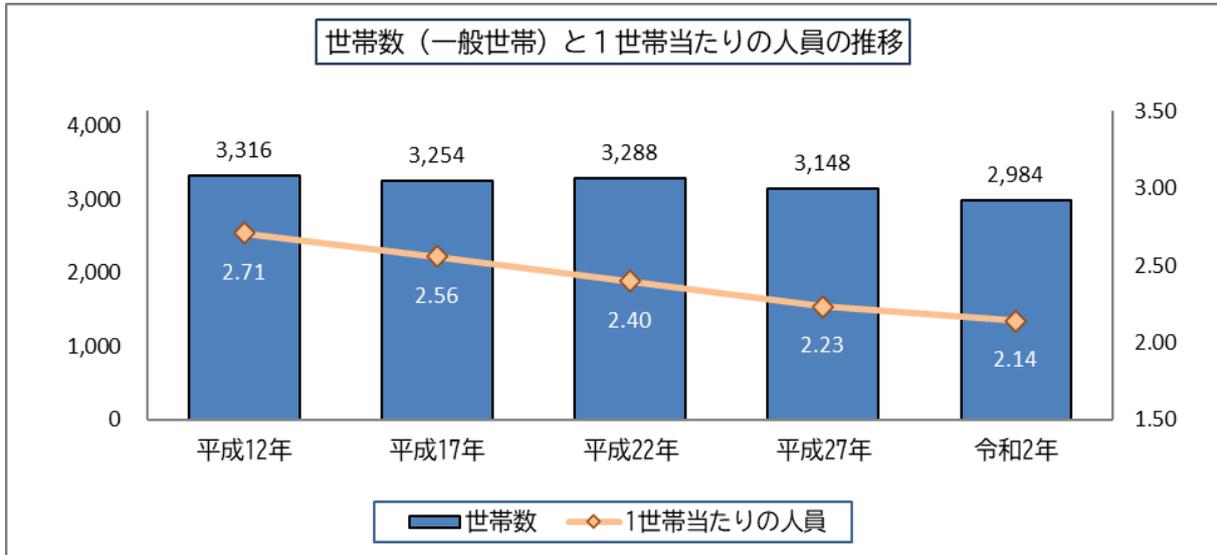


各年4月1日現在

## (2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数(一般世帯)は、平成12年の3,316世帯から平成22年の3,288世帯までほぼ横ばいで推移していましたが、その後減少し令和2年には2,984世帯となっています。

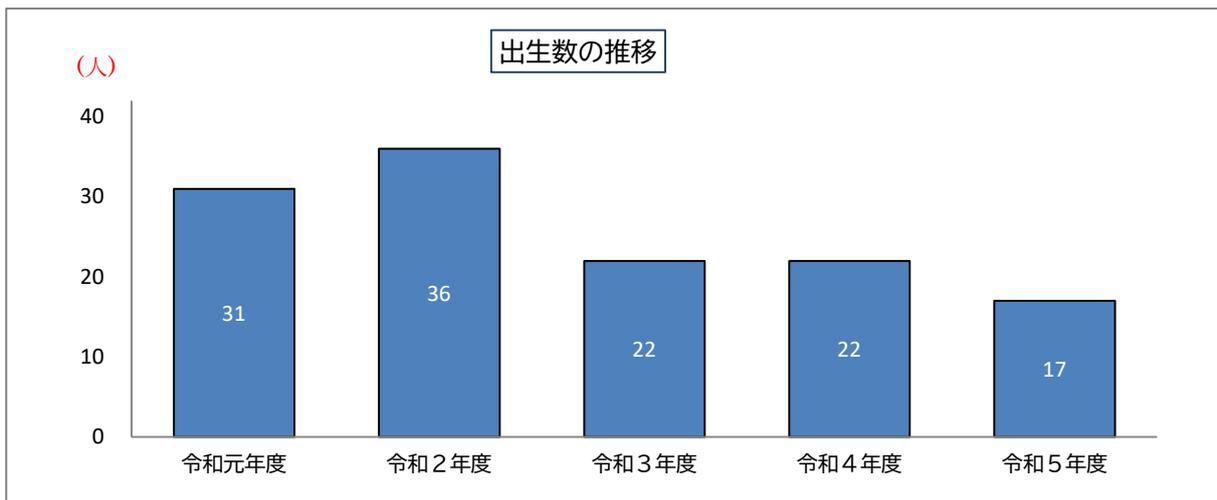
一方、1世帯当たり的人员は、平成12年の2.71人から令和2年は2.14人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料:国勢調査

## (3)出生数の推移

令和元年度以降の出生数では令和2年度が36人と最も多く、令和5年度が17人と最も少なくなっています。

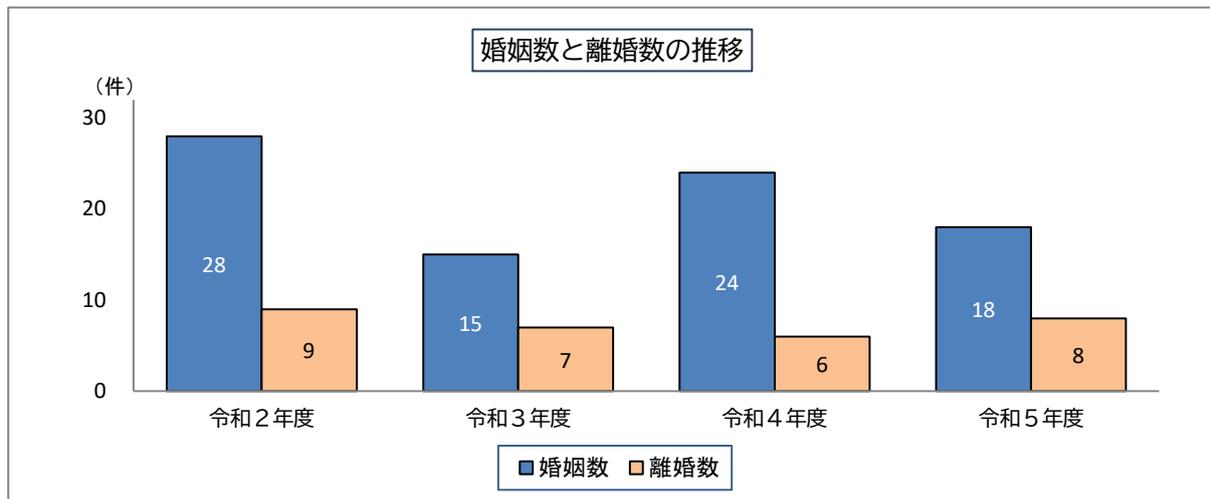


住民基本台帳

#### (4) 婚姻数と離婚数

令和元年度以降の婚姻については、令和2年度が28件と最も多く、令和3年度が15件と最も少なくなっています。

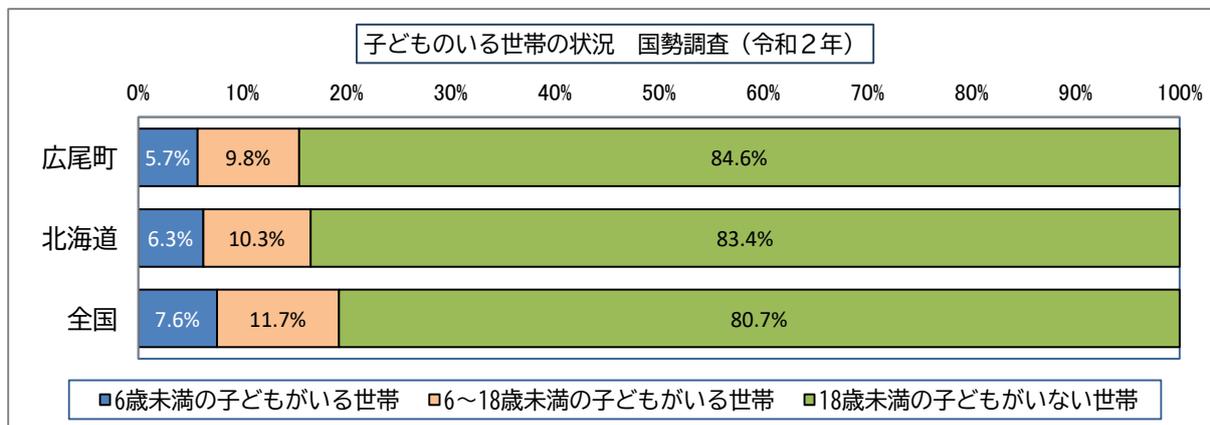
また、離婚については、令和2年度が9件と最も多く、令和4年度が6件と最も少なくなっています。



住民基本台帳

#### (5) 子どものいる世帯の状況

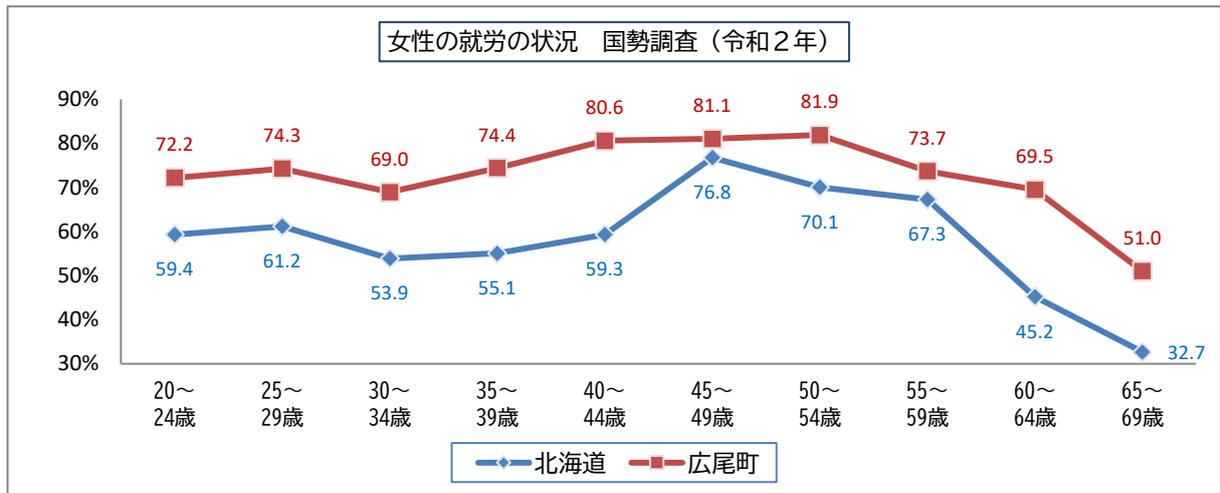
子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。(端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。)



令和2年国勢調査

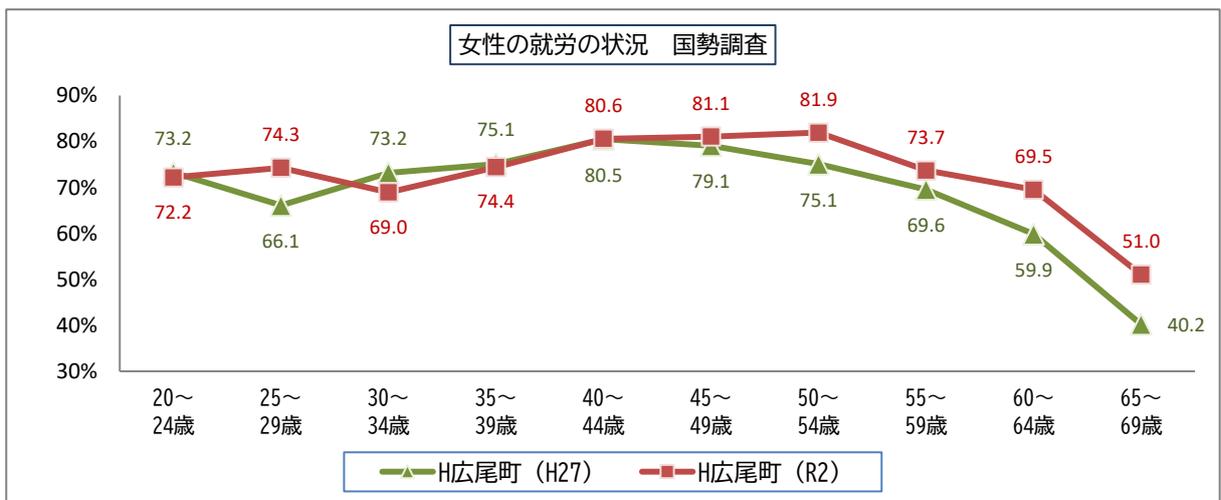
## (6) 女性の就労の状況

広尾町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



令和2年国勢調査

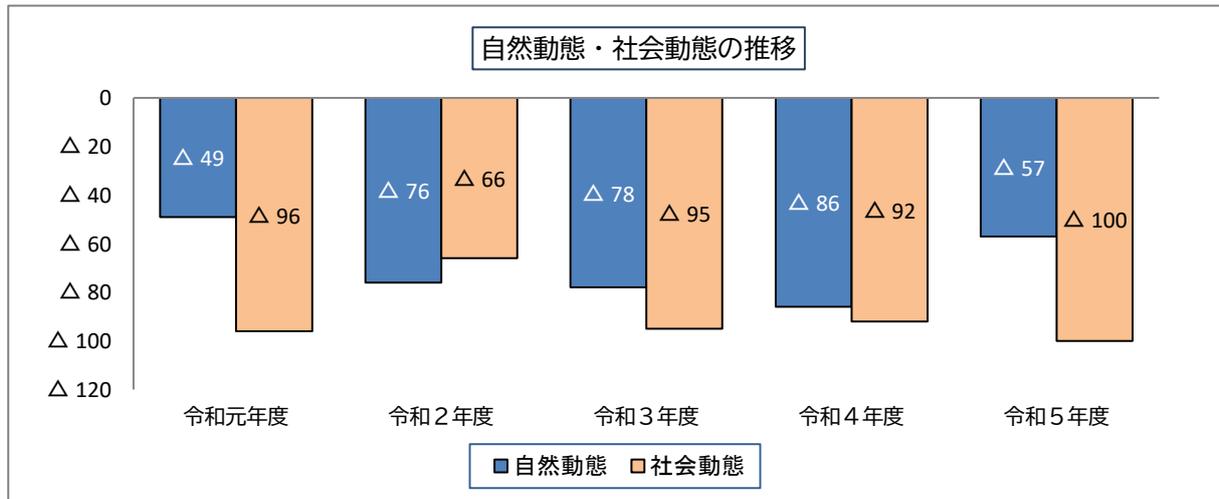
平成27年と令和2年を比較すると、24歳以下、30～39歳を除く、ほとんどの年代で令和2年の就業率が高くなっています。



国勢調査

### (7)自然動態(出生・死亡)・社会動態(転入・転出)

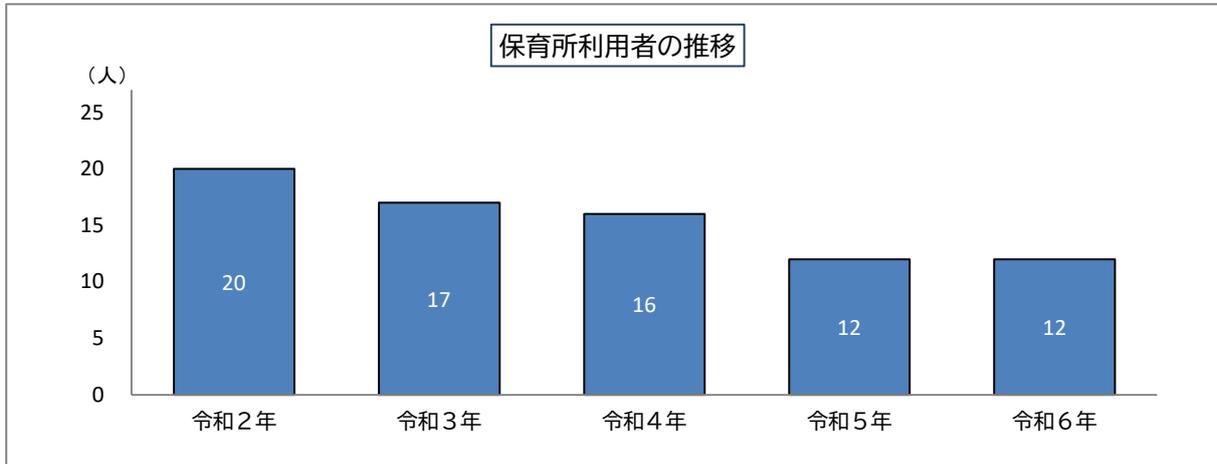
令和元年度以降、自然動態、社会動態ともに、すべての年度でマイナスになっています。



## 2 子育て支援の状況

### (1) 保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和2年の20人から令和6年の12人と減少しています。

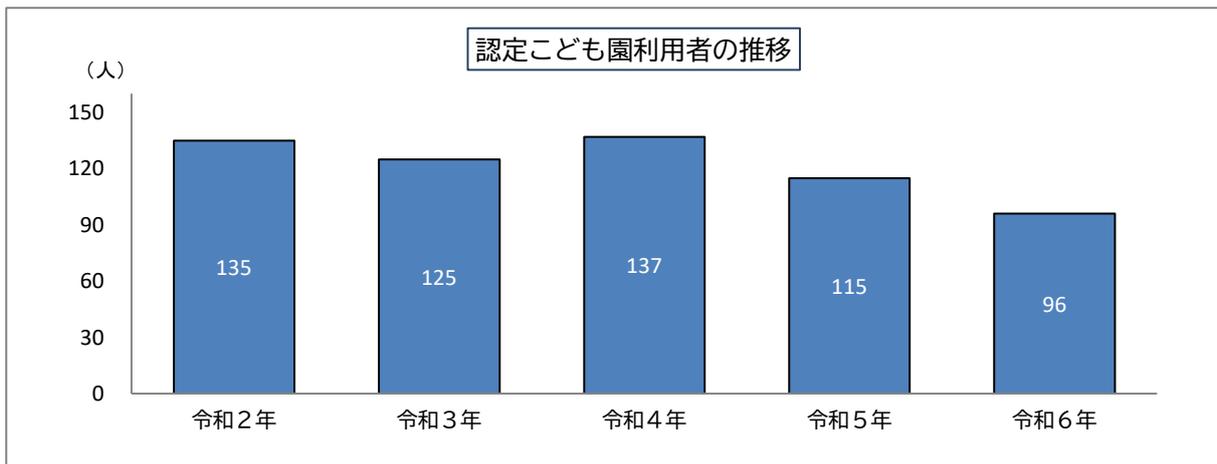


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員数
豊似保育所	20	17	16	12	12	30

各年5月1日現在

### (2) 認定こども園利用者の状況

認定こども園利用者は、令和2年の135人から令和6年の96人と減少しています。

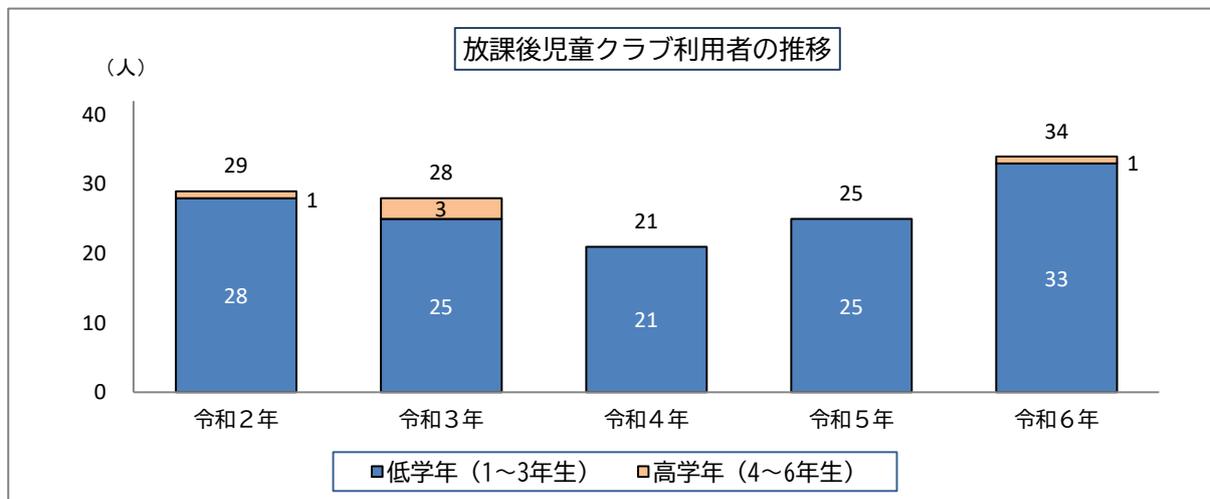


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員数
認定こども園ひろお保育園	135	125	137	115	96	165

各年5月1日現在

### (3)放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の 29 人から令和6年の 34 人と年ごとの増減はみられるものの増加しています。



#### 低学年(1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
つつじ児童会	28	25	21	25	33

#### 高学年(4~6年生)

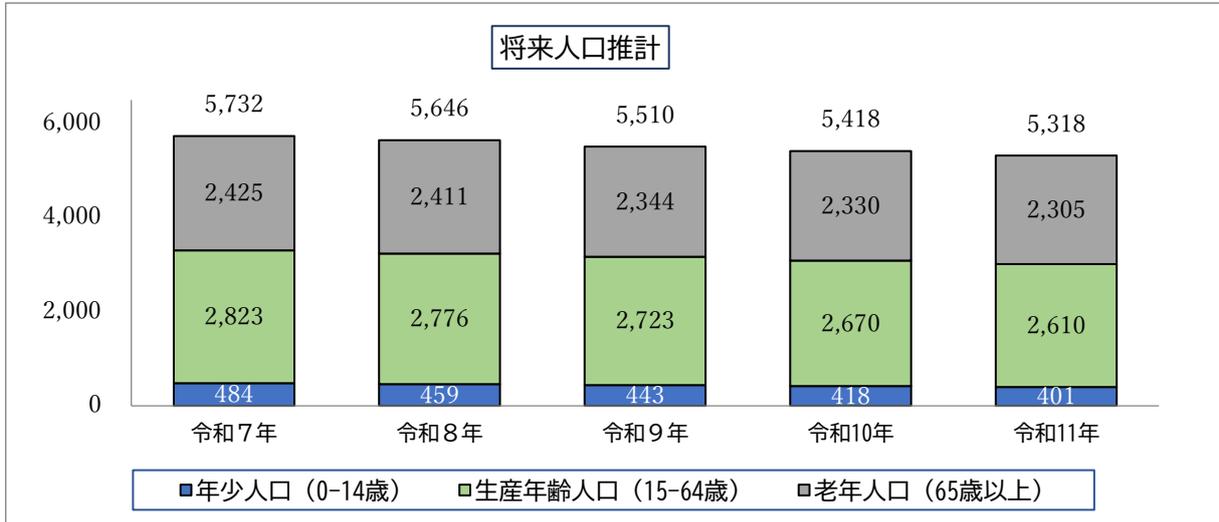
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
つつじ児童会	1	3	0	0	1

各年5月1日現在

### 3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が5,318人、年少人口が401人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0~14歳人口)	484	459	443	418	401
未就学児 (0~5歳)	135	129	117	111	108
小学生 (6~11歳)	233	222	205	193	174
中学生 (12~14歳)	116	108	121	114	119
生産年齢人口 (15~64歳)	2,823	2,776	2,723	2,670	2,610
老年人口 (65歳以上)	2,425	2,411	2,344	2,330	2,305
総人口	5,732	5,646	5,510	5,418	5,318

人口ビジョンに基づく人口推計

## 4 アンケート調査結果

### (1)調査の目的

町民の皆様の子育てに関する状況や広尾町の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等について把握し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

### (2)調査対象者

広尾町在住の「就学前児童」の保護者  
広尾町在住の「小学生」及び「小学生」の保護者  
広尾町在住の「中学生」及び「中学生」の保護者  
広尾町在住の「高校生」及び「高校生」の保護者  
広尾町在住の18歳～39歳の若者

### (3)調査方法

郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式

### (4)調査期間

令和6年7月

### (5)配布件数・回収状況等

調査種類	配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
就学前児童調査（保護者）	118	40	47	87	73.7%
小学生調査（保護者）	173	34	37	71	41.0%
中学生調査（保護者）	69	13	15	28	40.6%
高校生調査（保護者）	30	3	15	18	60.0%
小学生（5・6年生）調査	73	24	17	41	56.2%
中学生調査	126	25	12	37	29.4%
高校生調査	76	—	36	36	47.4%
子ども・若者調査	100	12	11	23	23.0%

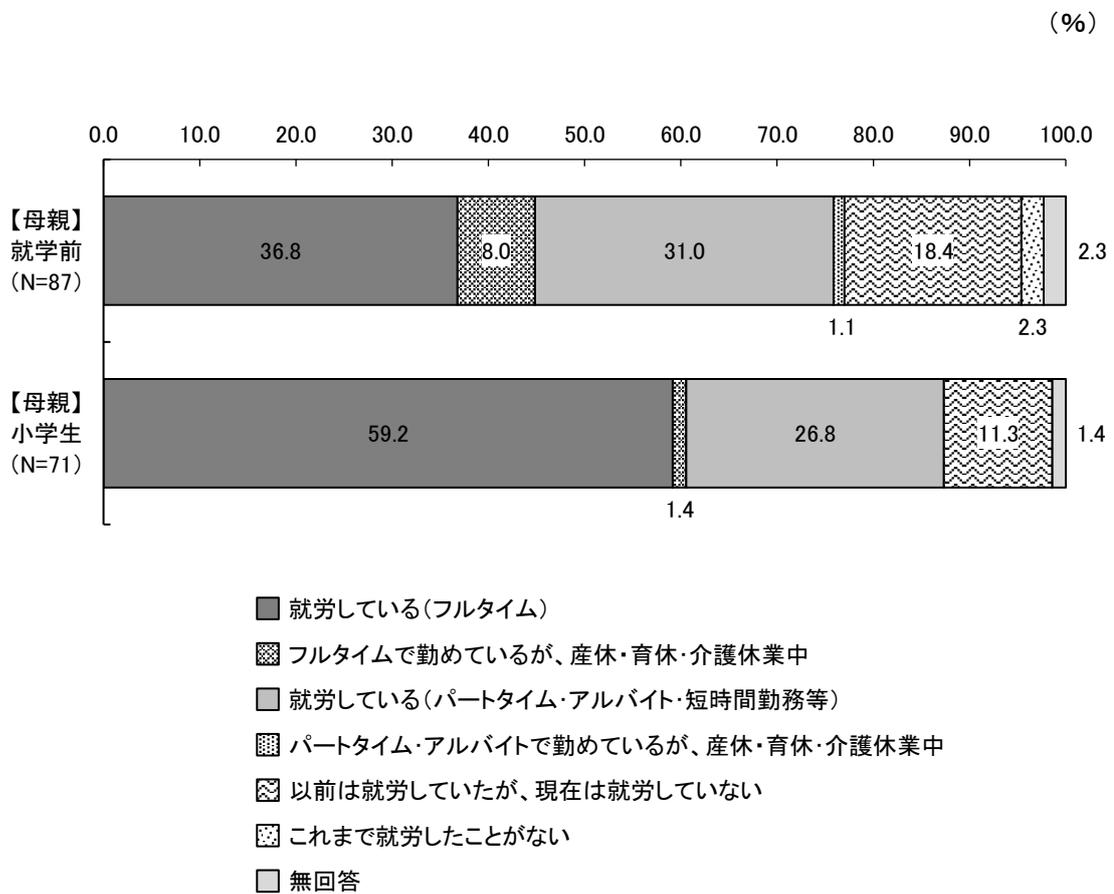
## (6)集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”N=”は、各設問の対象者数を表しています。

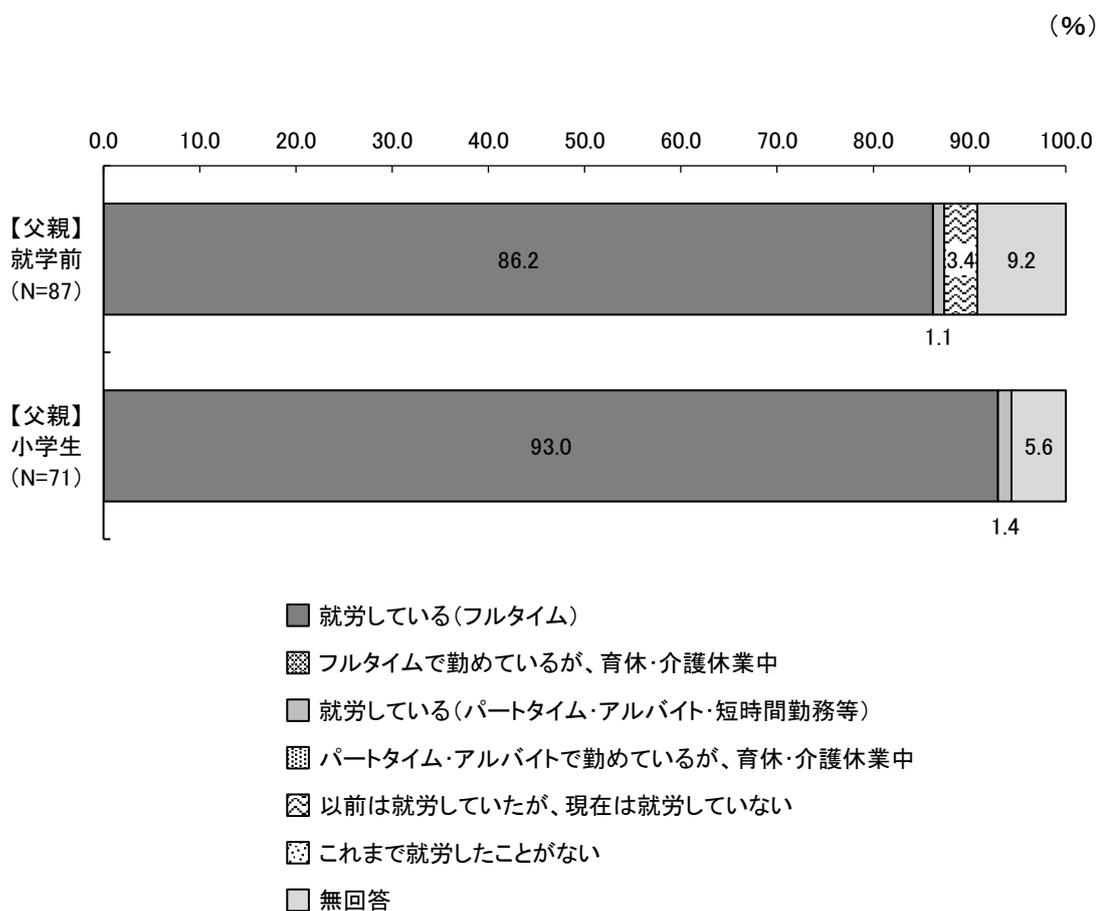
## (7)調査結果(意識調査:就学前・小学生・中学生・高校生の保護者)

### ①保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前保護者で76.9%、小学生保護者で87.4%となっています。

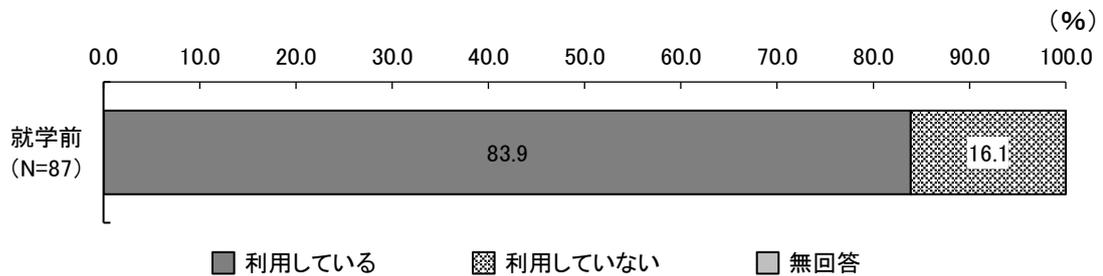


父親の就労状況では、就学前保護者、小学生保護者ともにほとんどの父親がフルタイムで就労していると回答しています。



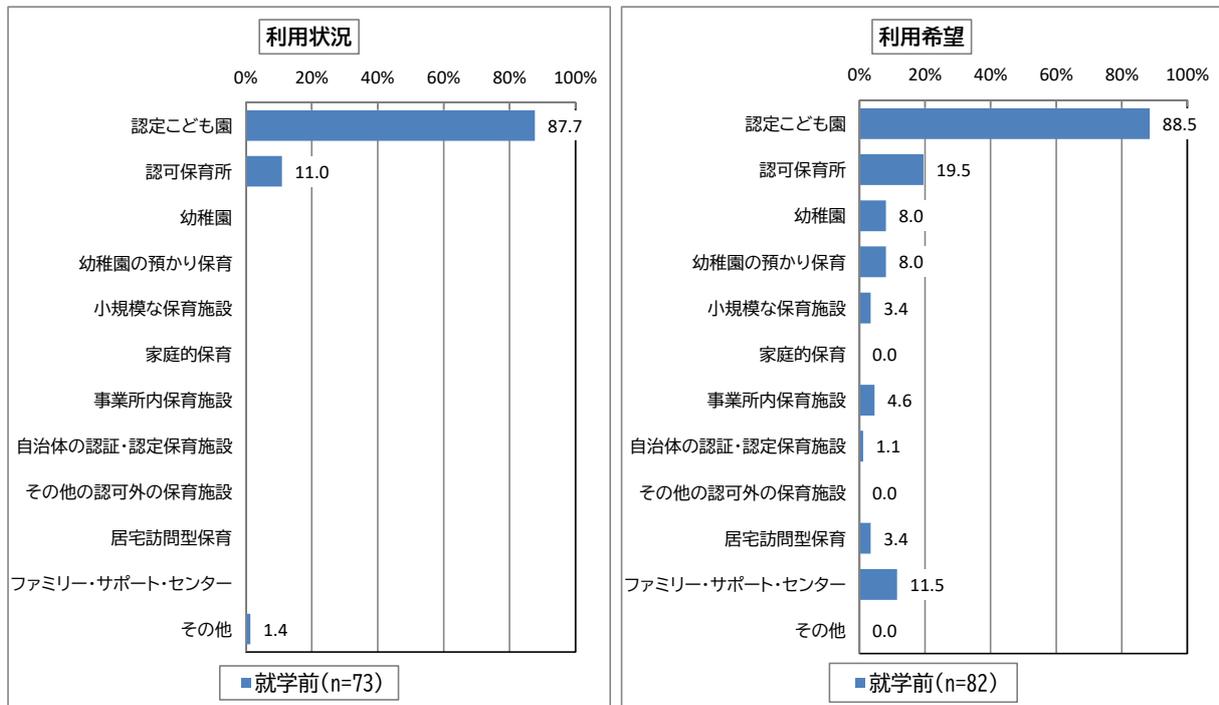
②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前保護者のみ)

認定こども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 83.9%となっています。



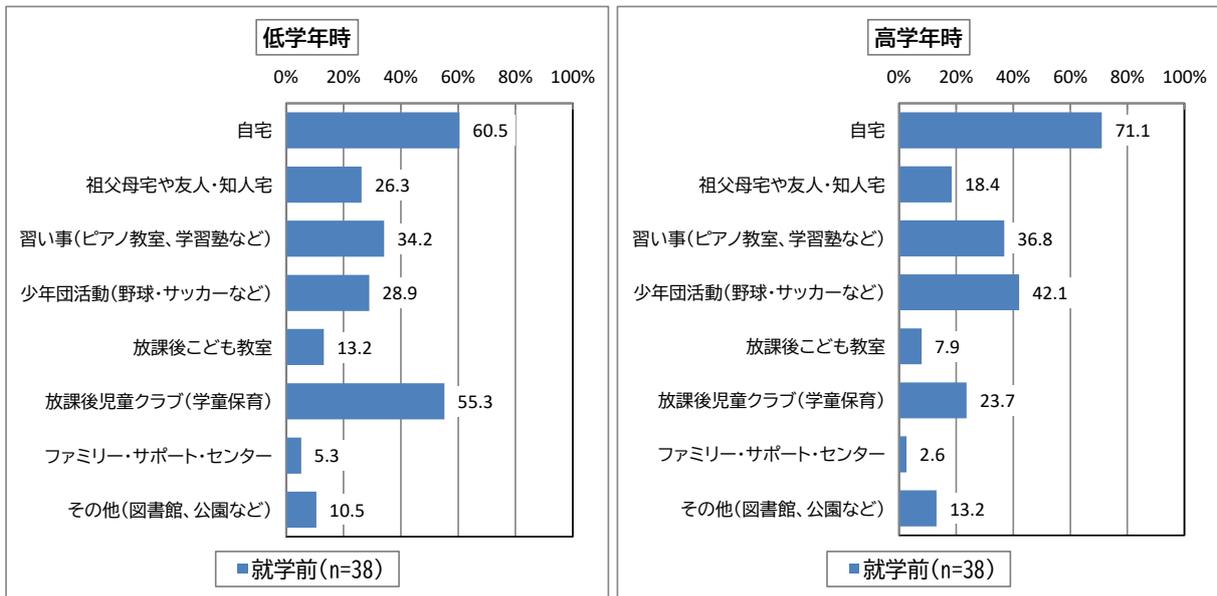
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「認定こども園」87.7%となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認定こども園」88.5%、「認可保育所(園)」19.5%の割合が高く、利用状況より利用希望が高くなっています。

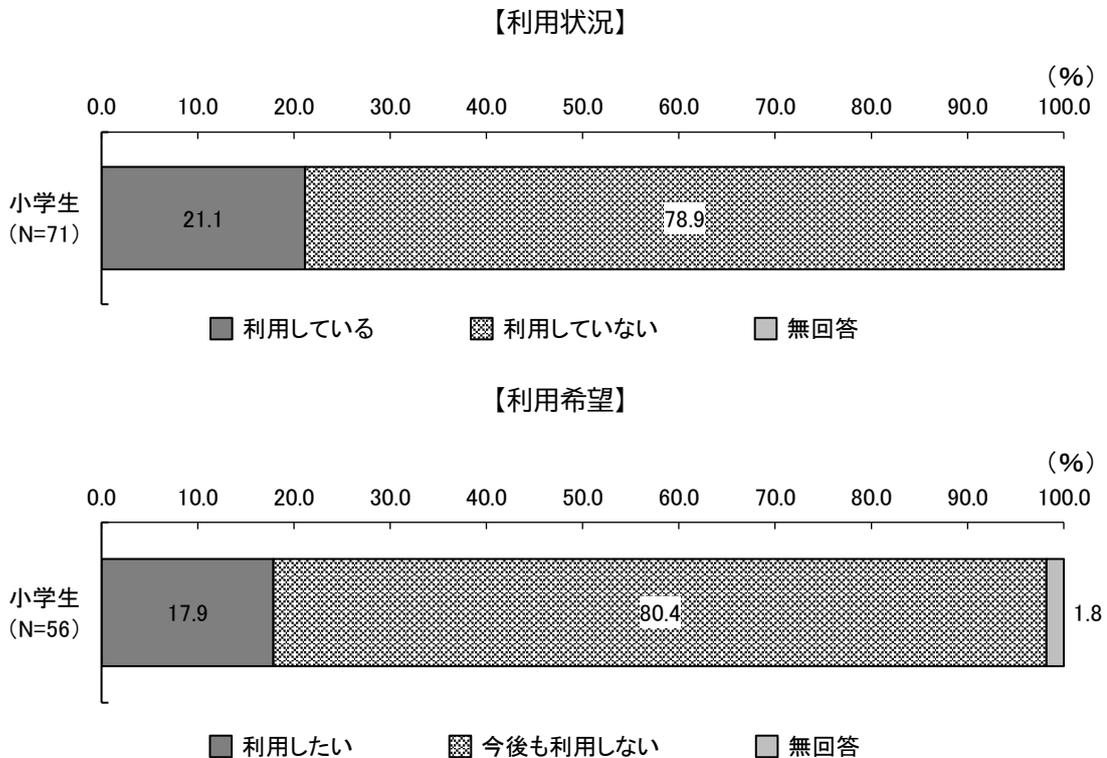


### ③放課後児童クラブ

5歳以上の就学前保護者の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると55.3%、高学年時では23.7%となっています。

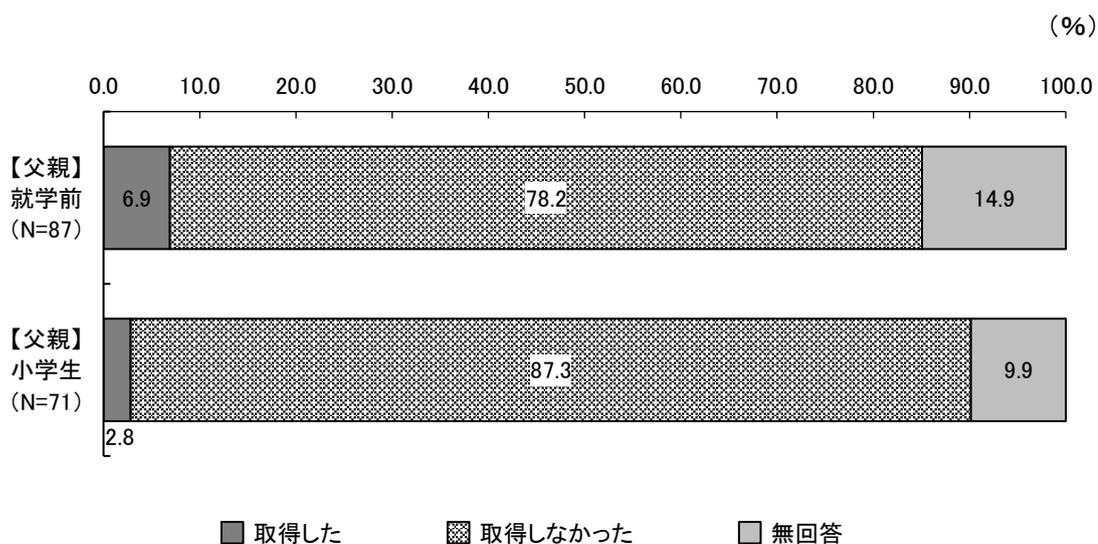
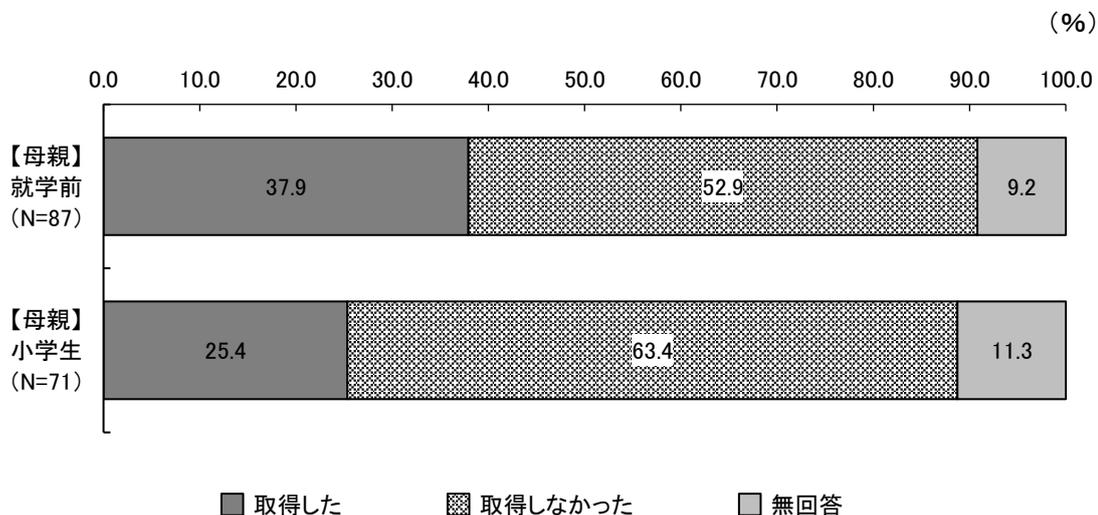


小学生保護者の「放課後児童クラブ」に関する利用状況をみると21.1%となっており、利用希望では、17.9%となっています。



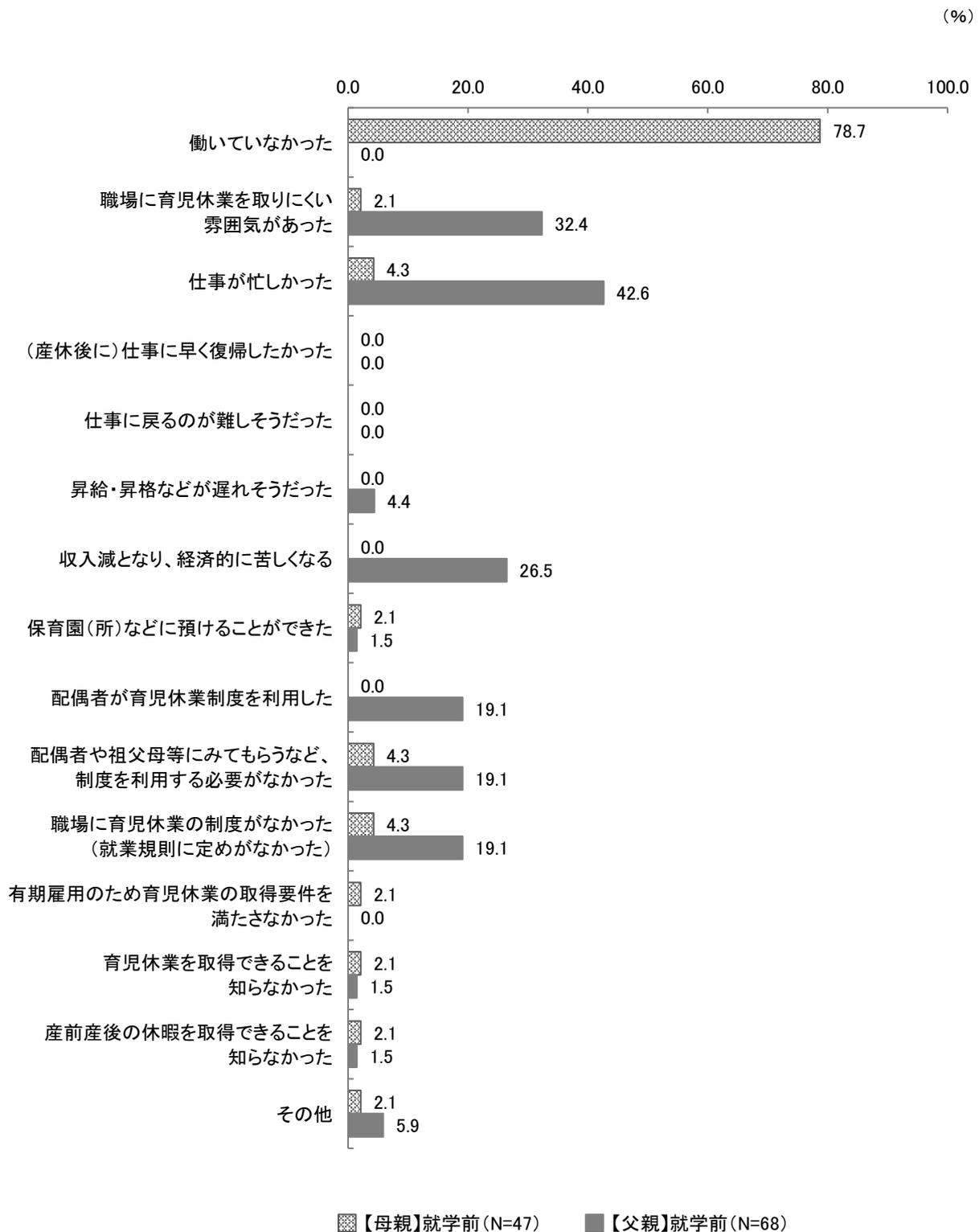
#### ④育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度

育児休業を取得または取得中の母親は就学前保護者で37.9%、小学生保護者で25.4%、父親は就学前保護者で6.9%、小学生保護者で2.8%となっており、近年取得率は上がってきているものの、まだまだ父親の取得率は低い状況です。



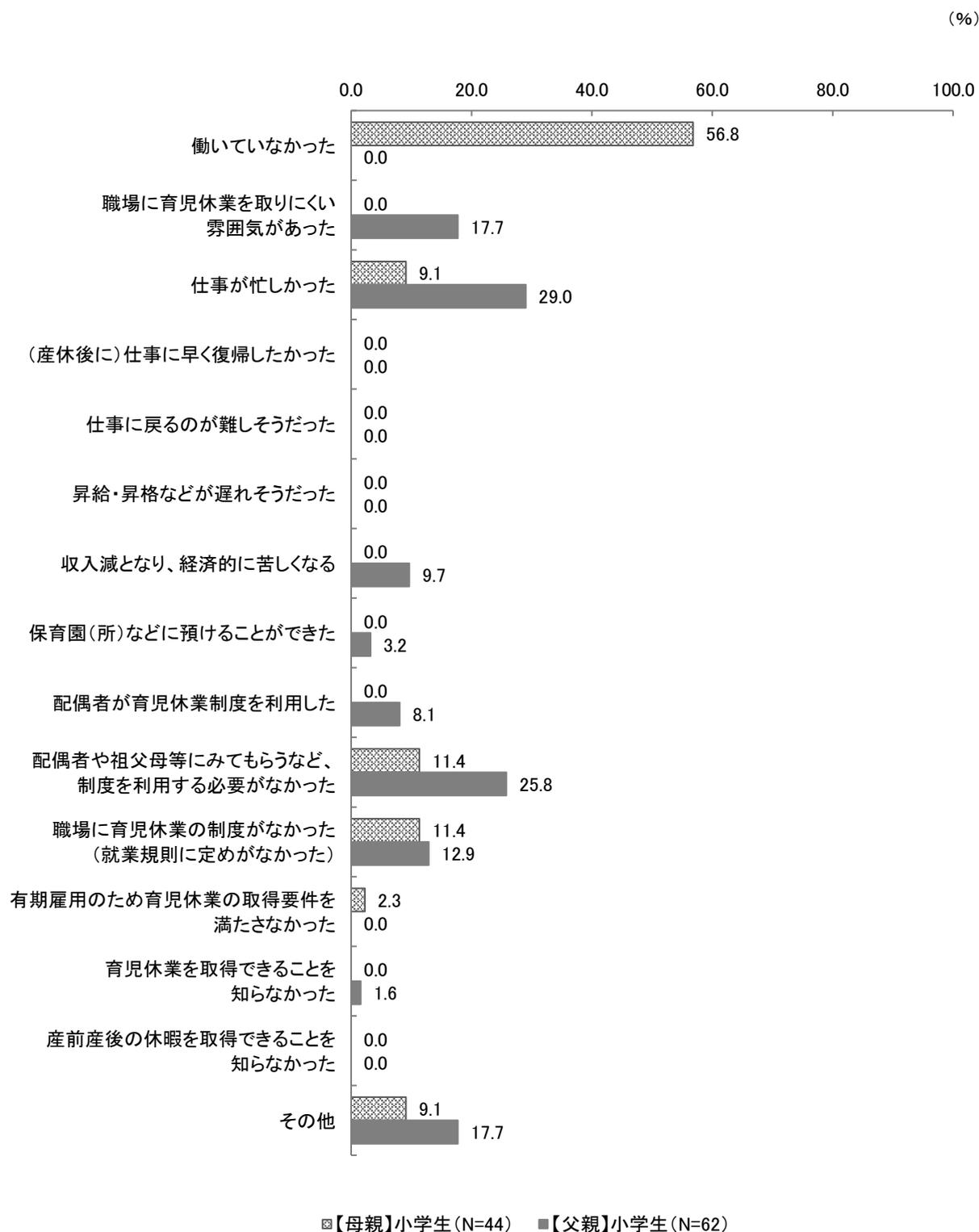
育児休業を取得しなかった理由についてみると、就学前保護者の母親では「働いていなかった」が78.7%と最も高くなっています。

就学前保護者の父親では「仕事が忙しかった」が42.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が26.5%となっています。



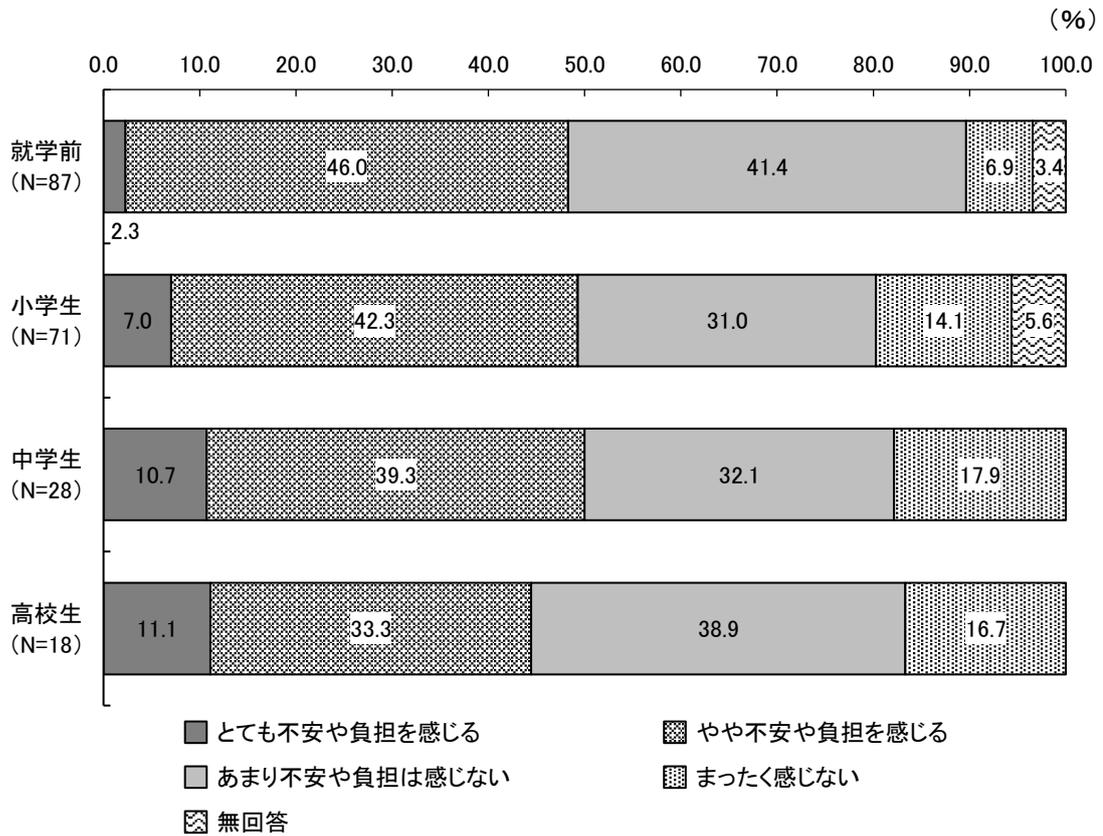
育児休業を取得しなかった理由についてみると、小学生保護者の母親では「働いていなかった」が56.8%と最も高くなっています。

小学生保護者の父親では「仕事が忙しかった」が29.0%と最も高く、次いで「配偶者や祖父母等にみてもらうなど、制度を利用する必要がなかった」が25.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「その他」がともに17.7%となっています。



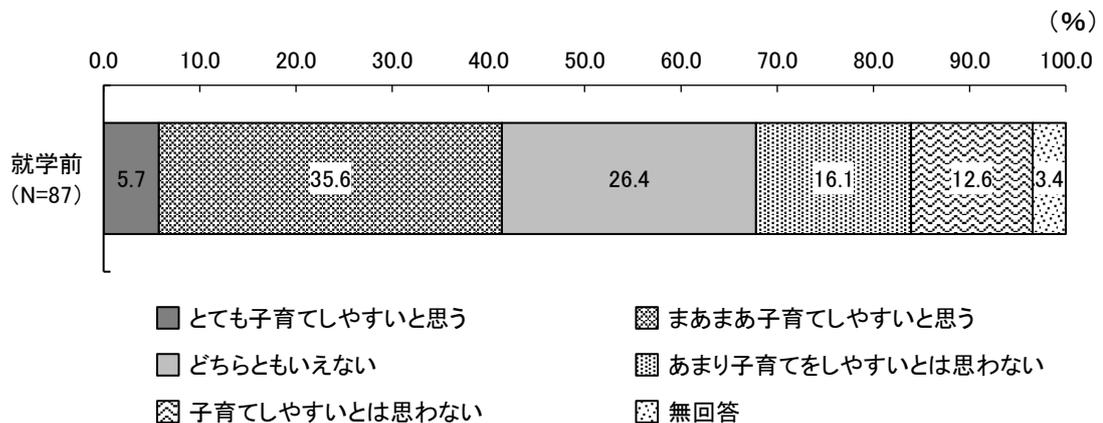
### ⑤子育てに関する不安や悩み

子育てに関しての不安や負担についてみると、「とても不安や負担を感じる」、「やや不安や負担を感じる」をあわせた「不安を感じる」との答えは就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者で5割近くとなっています。



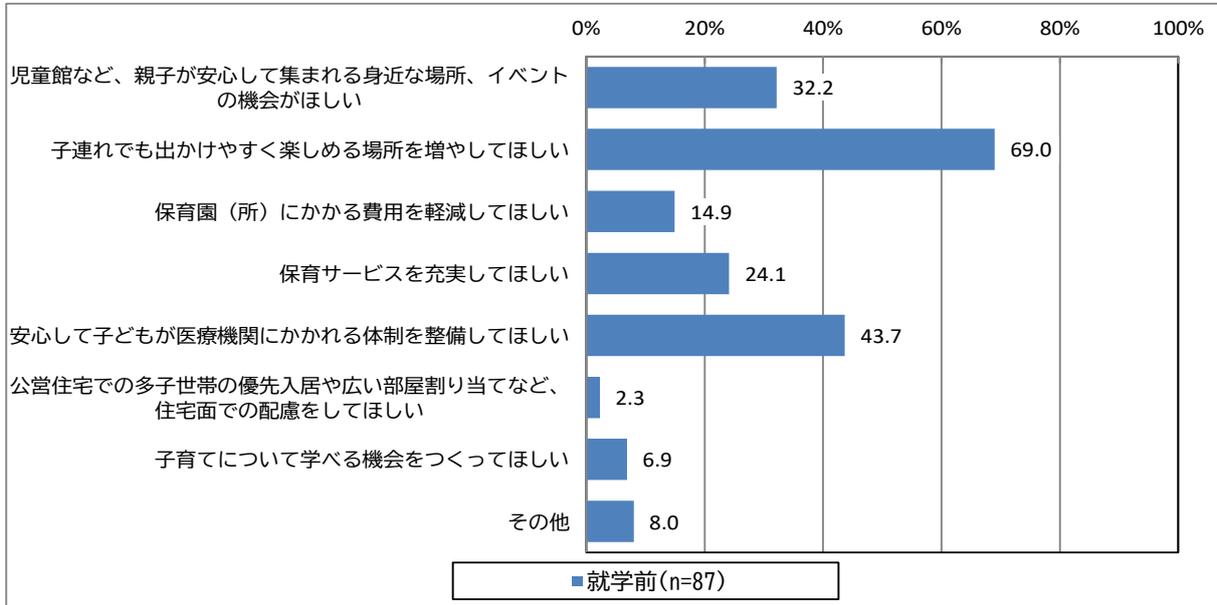
### ⑥子育て環境

お住まいの地区を子育てしやすい環境だと思うかでは、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」をあわせた「子育てしやすいと思う」との答えは4割程度となっており、「子育てしやすいと思わない」は3割近くとなっています。



### ⑦子育て支援策について

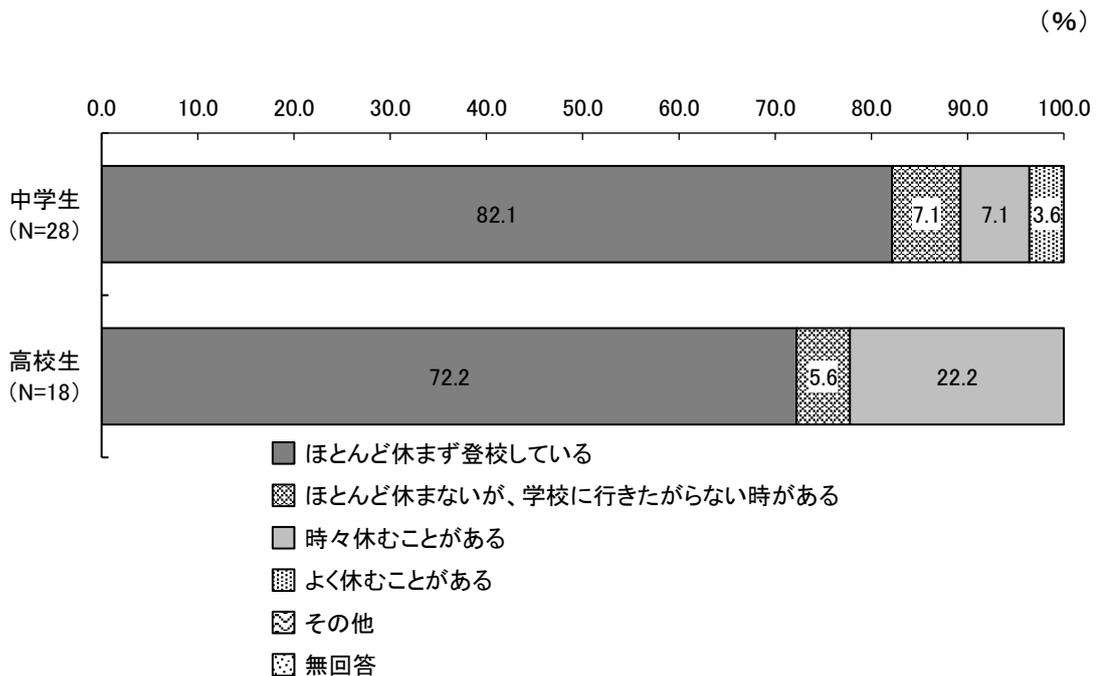
広尾町の子育て支援に期待することについてみると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が69.0%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が43.7%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が32.2%となっています。



### ⑧学校への登校状況

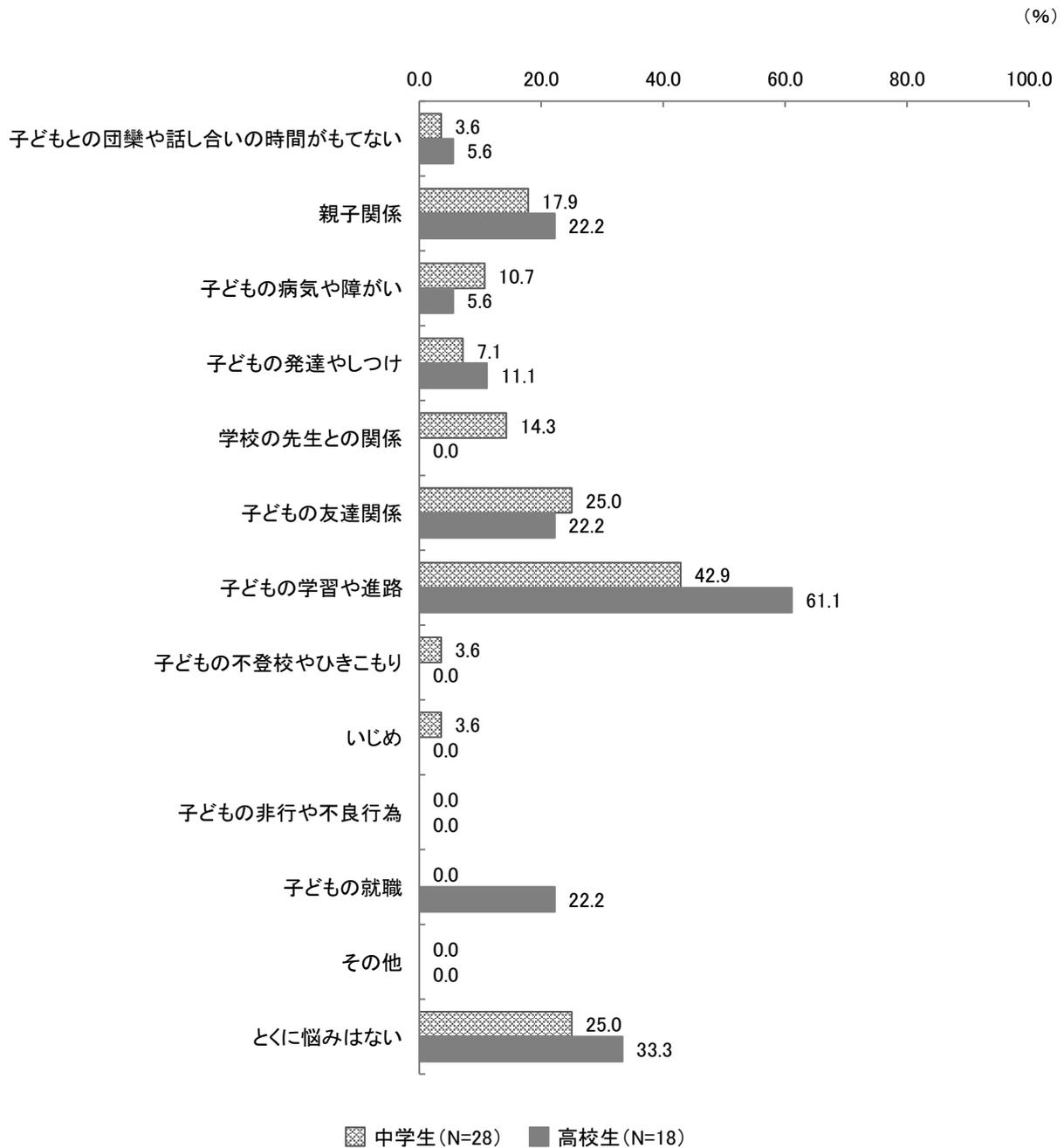
学校への登校の様子についてみると、中学生保護者では「時々休むことがある」が7.1%、「よく休むことがある」が3.6%となっています。

高校生保護者では「時々休むことがある」が22.2%となっています。



### ⑨子どもに関する悩み

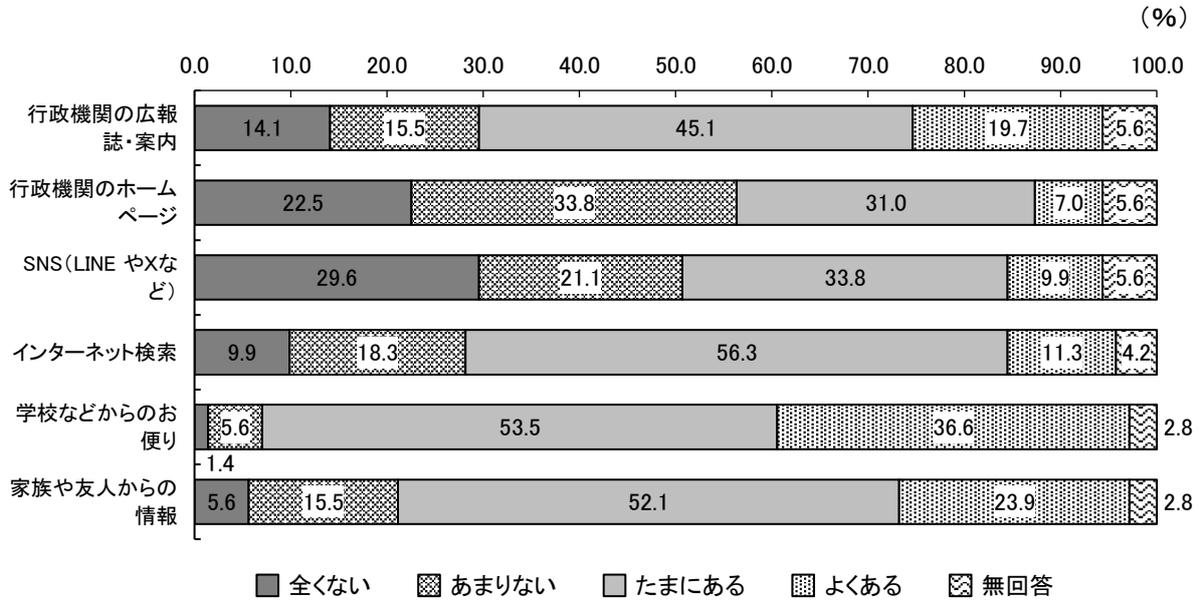
子どもに関する悩みについてみると、中学生保護者では「子どもの学習や進路」が 42.9%、高校生保護者では「子どもの学習や進路」が 61.1%と最も高くなっています。



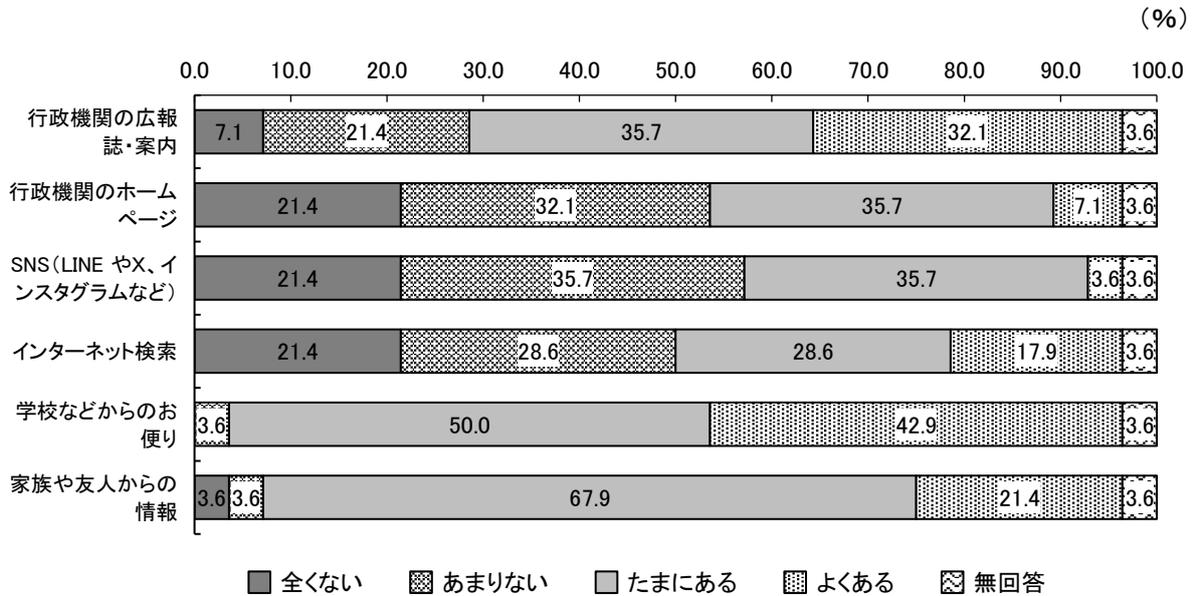
### ⑩子どもに関する施策等の情報源

子どもに関する施策等の情報を得るために参考になっているものでは、すべての学校種で「学校などからのお便り」が最も多くなっていますが、「行政機関のホームページ」「SNS(LINE やXなど)」でも5割から6割台と多くなっていることから、ホームページやSNS を利用した情報発信が必要です。

#### 【小学生】

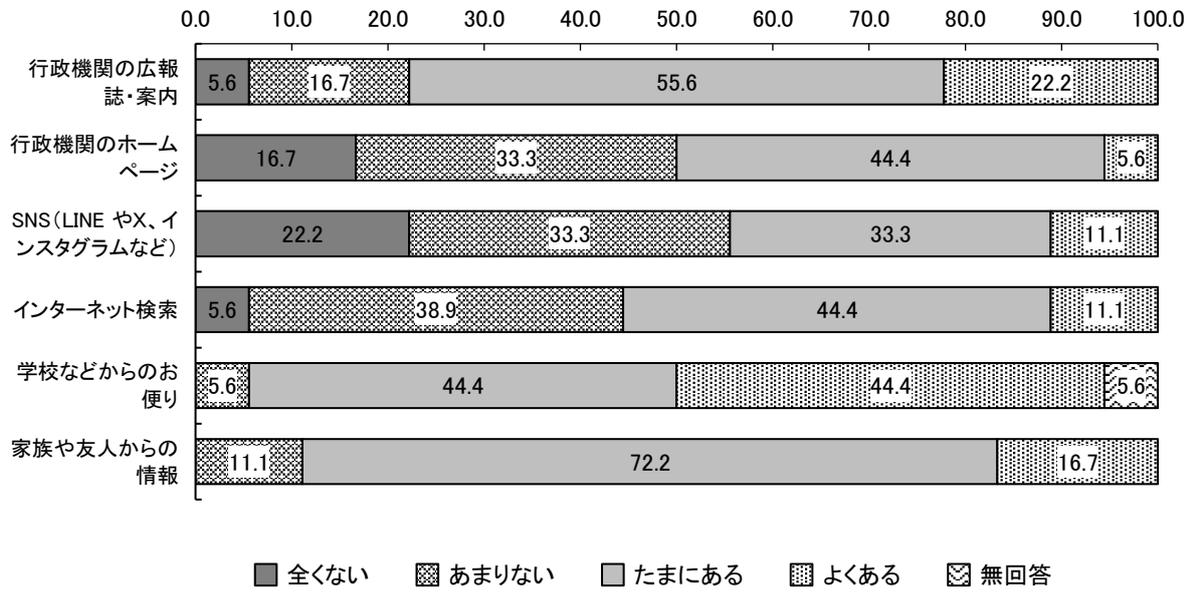


#### 【中学生】



【高校生】

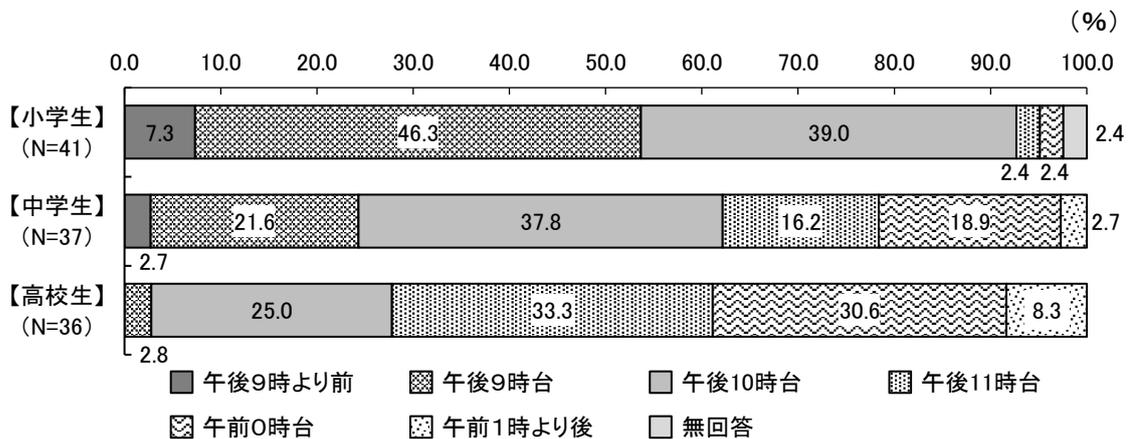
(%)



(8)調査結果(意識調査:小学5・6年生、中学生、高校生)

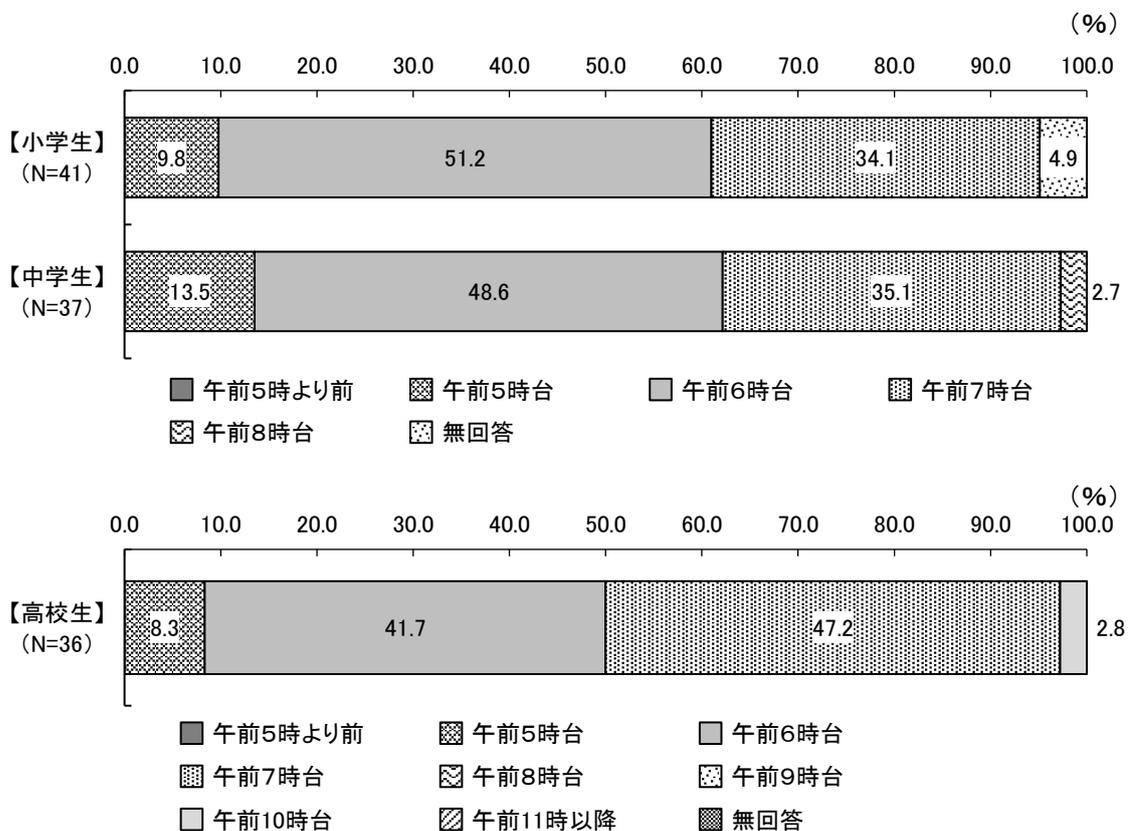
①就寝時間

翌日に学校がある日の就寝時間についてみると、小学生児童では「午後9時台」が46.3%、中学生生徒では「午後10時台」が37.8%、高校生では「午後11時台」が33.3%と最も高くなっています。



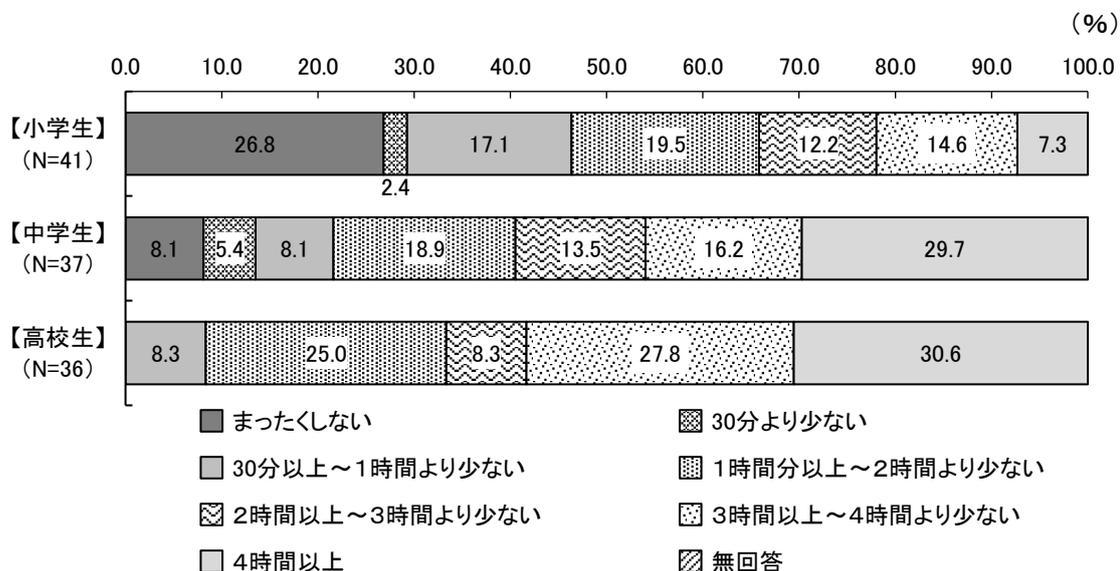
②起床時間

学校がある日の起床時間では、小学生児童は「午前6時台」が51.2%、中学生生徒では「午前6時台」が48.6%、高校生生徒では「午前7時台」が47.2%と最も高くなっています。



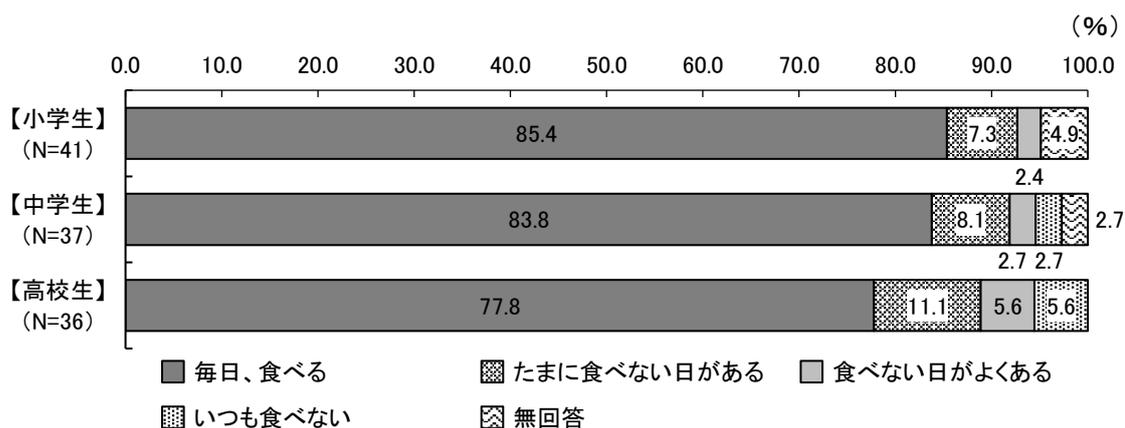
### ③スマートフォン・携帯電話の使用時間

平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間についてみると、小学生児童では「まったくしない」が26.8%、中学生生徒では「4時間以上」が29.7%、高校生生徒では「4時間以上」が30.6%と最も高くなっています。



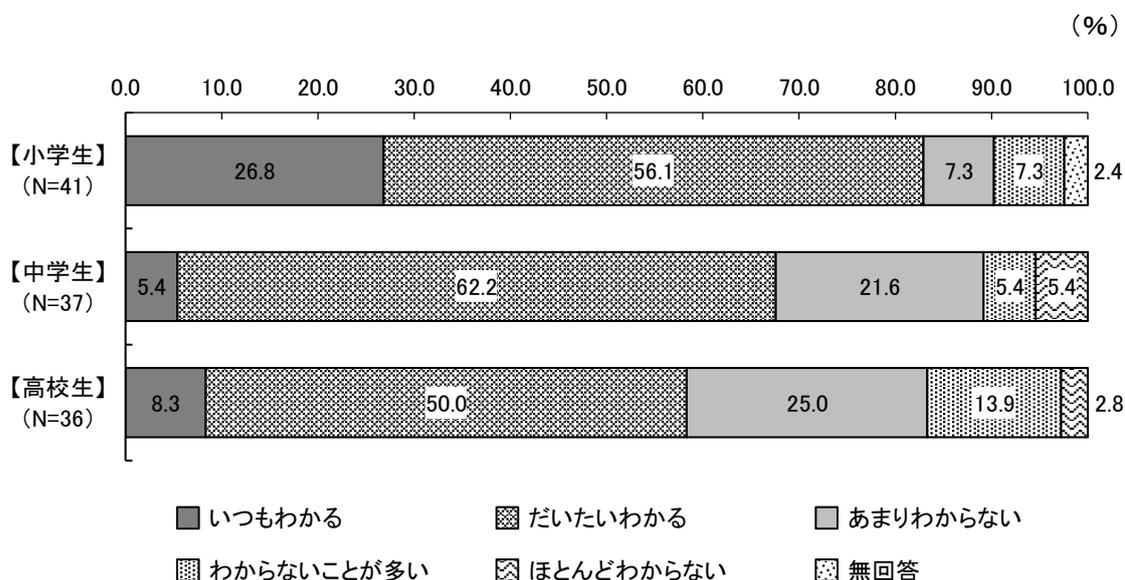
### ④朝食の摂取状況

学校に行く日の朝食の摂取状況についてみると、小学生児童では「食べない日がよくある」が2.4%、中学生生徒では、「食べない日がよくある」「いつも食べない」がともに2.7%、高校生生徒では、「食べない日がよくある」「いつも食べない」がともに5.6%と、朝食を欠食する子どもが一定数みられます。



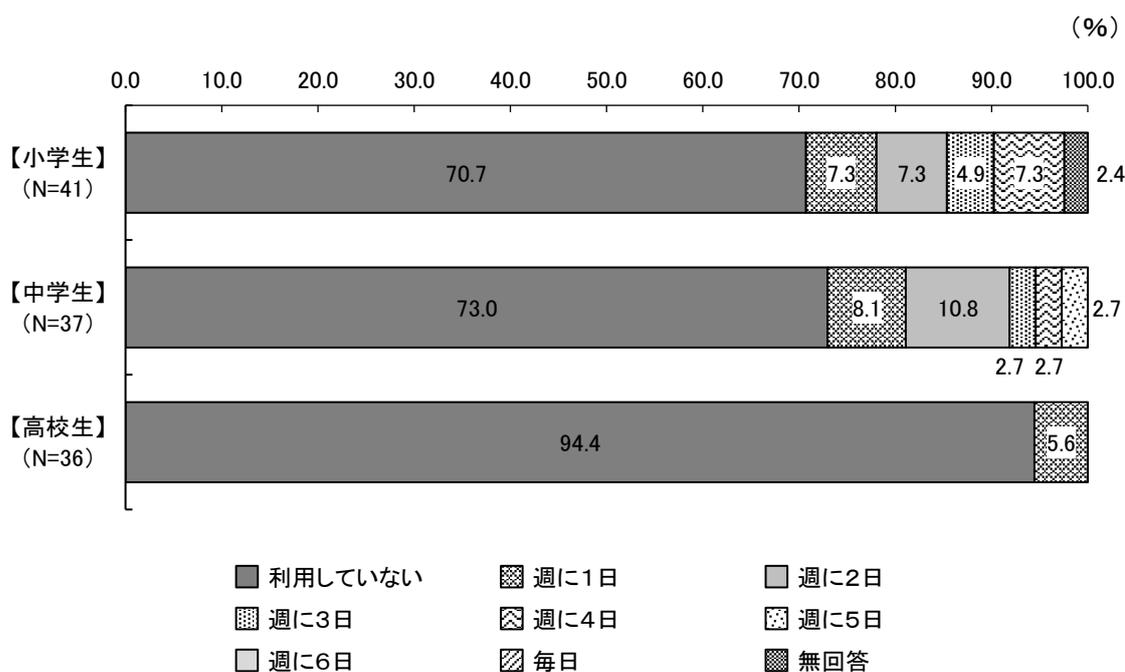
### ⑤学校の授業の理解度

学校の授業の理解度についてみると、小学生児童では「あまりわからない」「わからないことが多い」がともに7.3%、中学生生徒では「わからないことが多い」「ほとんどわからない」がいずれも5.4%、高校生生徒では「あまりわからない」が25.0%、「わからないことが多い」が13.9%となっています。



### ⑥学習塾や家庭教師の利用状況

学習塾や家庭教師の利用状況についてみると、小学生児童では「利用していない」が70.7%、中学生生徒では「利用していない」が73.0%、高校生生徒では「利用していない」が94.4%と最も高くなっています。



## 5 こどもまちづくりワークショップの結果

こども基本法第11条の規定に基づき、町内の学校の児童・生徒を対象とした「こどもまちづくりワークショップ」を開催し、町内小学校児童、中学校生徒、高校生徒より、広尾町に対する意見や提案をいただき、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

### (1)開催概要

開催年月日	開催場所	参加者
令和6年8月28日	広尾高等学校	7名
令和6年9月3日	広尾中学校	7名
令和6年9月19日	豊似小学校	11名
令和6年9月27日	広尾小学校	4名

### (2)ワークショップの結果(意見や要望)

#### 【空き家対策】

- 災害時に倒壊する恐れのある危険な空き家を取り壊す必要がある。(広尾高校)
- 空き家を有効活用する。(広尾高校)
- 未利用施設を活用したこどもの遊び場がほしい。(広尾小学校)

#### 【景観・自然】

- 広尾の豊かな自然を動画などで配信、PRする。(広尾中学校)
- SNS等を活用してまちの魅力を発信する。(広尾高校)
- 自然の多いところが好き。(豊似小学校)
- サンタランドの景色がとても良い。(豊似小学校)

#### 【ゴミ問題】

- 海や山でのポイ捨てを禁止する取組を強化する。(広尾中学校)
- 公園などこどもの遊び場にゴミ箱を設置してほしい。(広尾中学校)
- 公園が汚れている。(広尾小学校)
- ボランティアでゴミ拾いする人がいたらよいと思う。(豊似小学校)

#### 【市町村合併】

- 他市町村との合併を再度検討してはどうか。(広尾高校)

#### 【人口減少対策・担い手育成】

- こどもが就職先として町内の企業や地元の産業を選択し、広尾町に住み続けることでひとの流出を防ぐ。こどもが町内企業の事業内容や取組、地元の産業を知る機会が欲しい。(広尾高校)  
(広尾中学校)

### 【介護】

- 介護現場での外国人人材の活用により、不足する介護人材を補い、従事者の負担軽減を図る。  
(広尾高校)

### 【医療】

- 救急車を呼んでも帯広市へ転送されるなど町内の医療機関で対応できていない状況がある。  
(広尾高校)

### 【公共交通】

- 高速ひろおサンタ号が、運転手の不足により休便しており、都市部へのアクセスが悪い。逆に日高方面から来町する際も、日勝線の便は少なく、時間が合わないことが多い。(広尾高校)
- タクシーの運転手も不足しており、呼んでも来るまでに時間がかかる。(広尾高校)
- 公共交通が充実していないことで、自動車の運転に不安がある高齢者が運転免許証を返納できていない状況がある。(広尾高校)
- 町外への買い物やレジャーなど立地が悪く移動に時間がかかってしまう。(豊似小学校)

### 【買い物支援】

- コンビニ等の商店から離れた地域に住んでいる人のため、町内各所に自動販売機を設置する。  
(広尾高校)(広尾小学校)

### 【十勝港】

- 十勝港から出港するフェリーがあれば便利だと思う。(豊似小学校)

### 【文化】

- 美術館が欲しい。(豊似小学校)
- 町内で出来る習い事が少ない。(豊似小学校)
- 博物館を充実させてほしい。(豊似小学校)

### 【スポーツ】

- 試合のできる運動競技場を増やしてほしい。(広尾中学校)
- 器具が充実した屋内運動場を増やしてほしい(広尾中学校)
- 屋内運動場が曜日により用途が決まっており気軽に利用できない。(広尾高校)

### 【移住定住】

- 若者の移住定住促進のための取組が足りていない。(広尾高校)

### 【漁業】

- 広尾の魚がおいしい。(広尾小学校)

### 【商業・起業支援・企業誘致】

- 町内で購入できるものが限られており、町外まで買いに行かなければならない。(広尾高校)
- 画材などが買える店が欲しい。(豊似小学校)
- 近場で気軽に入れる洋服屋が欲しい。(豊似小学校)
- 広尾町オリジナルブランドの服があればよいと思う。(豊似小学校)
- 子どもたちだけで気軽に買い物ができるショッピングモールや飲食ができるファミレスやファーストフード店(スターバックス、マクドナルド、モスバーガー、スシロー、はま寿司、魚べい、くら寿司、なか卯 などなど)が欲しい。(広尾高校)(広尾中学校)(豊似小学校)(広尾小学校)
- カラオケのできる場所が欲しい。(豊似小学校)
- ゲームセンターが欲しい。(広尾小学校)
- 漫画が借りられる場所が欲しい。(豊似小学校)
- 企業誘致を促進する。(広尾高校)
- 飲食店が少ない。(広尾中学校)
- Ezofrogsのような人材育成を行う民間団体等と連携し、学生や若者がアイデアを形にできるよう積極的に投資、支援する。(広尾高校)

### 【町と商工業者との連携】

- お祭りなどのイベントにおいて、商工業者の出店が赤字を出さないことを気にするあまり、商品を多く用意せず、すぐに売り切れてしまうなどの状況がある。イベント開催時には、町外から多くの方が来られ、広尾町をPRするチャンスだが、まちづくりを盛り上げようという意識に町と温度差があるように感じる。(広尾高校)

### 【公園・サントランド】

- ボールを使える遊びの場が欲しい。(広尾中学校)
- 多世代が交流できる施設が欲しい。(広尾中学校)(広尾小学校)
- サントランド(大丸山森林公園)の遊具をもっと充実させてほしい。(広尾高校)
- サントランドの有効活用。イベントを増やし、情報発信を強化する。(広尾高校)
- みんなが室内で遊べる場所が欲しい。(豊似小学校)(広尾小学校)
- 子どもが集まって屋内で飲食できる場所が欲しい。(広尾小学校)
- 長いすべり台が欲しい。(広尾小学校)
- イルミネーションがきれい。(広尾小学校)
- 新たな観光スポットが欲しい。(広尾小学校)

### 【道の駅】

- 観光客が来ても素通りしてしまう状況がある。国道沿いに道の駅のような立ち寄りたくなる施設を整備する。(広尾高校)(広尾中学校)(広尾小学校)
- 海洋や一次産業の魅力を盛り込んだ道の駅を整備する。(広尾中学校)
- 広尾のシンボルとなるような観光施設を整備する。(広尾中学校)

### 【レジャー・娯楽】

- テーマパークや遊園地など娯楽施設、動物園、水族館、映画館など、子どもたちが遊ぶ場所が欲しい。(広尾高校)(豊似小学校)
- スキーなどのウィンタースポーツができる施設がない。(広尾中学校)
- 大きなホテルが欲しい。(豊似小学校)
- 温泉やサウナ、キャンプ場などのレジャー施設が不足している。(広尾高校)
- 大きな銭湯が欲しい。(豊似小学校)

### 【イベント】

- 高校の行燈が生徒数の減少により 3 つしか作成できない。町全体で取り組んでもらい規模を大きくしたい。(広尾高校)
- サンタランドマラソンのような活気のある大きなスポーツイベントを再び開催してはどうか。(広尾高校)
- 若者や学生が主催するイベントをバックアップする仕組みが欲しい。(広尾高校)
- こどもの参加できるイベントを増やしてほしい。(広尾小学校)

### 【科学技術】

- ドラえもんが欲しい。会いたい。(豊似小学校)

## 第3章 第2期事業計画の評価等

第2期事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績から、第2期事業計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

### 1 教育・保育

#### (1) 保育施設(認可保育所・認定こども園)

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	128	116	112	99	96
2号認定(3~5歳)	87	83	86	73	72
3号認定(0歳)	4	4	4	4	2
3号認定(1・2歳)	37	29	22	22	22
実績 ※6年度は見込み	130	120	132	112	91
2号認定(3~5歳)	87	84	96	79	62
3号認定(0歳)	6	7	5	8	9
3号認定(1・2歳)	37	29	31	25	20

#### (2) 特定教育施設(認定こども園) 1号認定(3~5歳)

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	37	38	38	33	17
実績 ※6年度は見込み	32	26	22	20	17

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	40	40	40	28	38
低学年(6~8歳)	35	35	35	25	35
高学年(9~11歳)	5	5	5	3	3
実績 ※6年度は見込み	28	30	21	28	37
低学年(6~8歳)	28	28	21	28	36
高学年(9~11歳)	0	2	0	0	1

### (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
実績 ※6年度は見込み	1,613	921	1,018	2,163	2,100

### (3)一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減、その他の理由による一時的な保育需要に対応するために実施する事業です。

(単位:人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	240	240	240	240	240
幼稚園型	40	40	40	20	20
一般型	200	200	200	200	200
実績 ※6年度は見込み	89	69	129	279	280
幼稚園型	23	14	8	14	15
一般型	66	55	121	265	265

#### (4)時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(8時間)を超えて、最長で11時間保育を実施する事業です。

(単位:人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	12,000	12,000	12,000	10,800	10,800
実績 ※6年度は見込み	13,753	13,446	11,788	10,744	11,000

#### (5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行い、地域で子育てがしやすい環境づくりを行います。

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	0	0	0	1	1
実績 ※6年度は見込み	0	0	1	1	1

#### (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。令和5年度から社会福祉法人池田光寿会が運営する児童養護施設十勝学園(帯広市)に事業を委託しています。

(単位:人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	0	0	0	3	3
実績 ※6年度は見込み	0	0	0	6	6

## (7)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

今のところ、事業開始まで進んではいませんが、今後も引き続き開始に向け、検討していきます。

## (8)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	25	25	25	20	20
実績 ※6年度は見込み	26	32	20	24	24

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことをめざす事業です。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	30	30	30	20	20
実績 ※6年度は見込み	35	25	20	14	24

## (10)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

(単位:人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	60	60	60	60	60
実績 ※6年度は見込み	43	72	94	94	90

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の方や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくる必要があります。

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人ひとりの「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるよう、地域や社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが大切です。

本計画においては、第2期子ども・子育て支援事業計画の方向性はそのままに、基本理念を、『住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

#### 基本理念

**住み慣れた地域で安心して暮らせる  
支え合いのまちづくり**

## 2 基本的な方針

本計画においては、こども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針として子ども施策を推進します。

### (1)子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担う子どもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

### (2)子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

子どもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難な子どもに配慮し、子どもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

### (3)子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目なく支援します。

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、子どもと育児当事者を支えます。

### (4)成育環境を整えすべての子どもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

### (5)若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組みます。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に地域社会全体で取り組みます。

### (6)関係団体との連携を推進します。

子ども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生委員・児童委員などのさまざまな関係団体との連携を推進します。

## 3 計画の基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

### (1)子どもの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培う教育を行い、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるよう配慮し、子どもの健全な成長が保障されるような取組を進めます。

## (2)親育ちの視点 等

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親として自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

## (3)子どもの育ちに関する理念

### ①乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達がみられる重要な時期です。子どもが示すさまざまな行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

### ②幼児期 3歳未満

おおむね満3歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持ちます。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになります。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくこととなります。

### ③幼児期 3歳以上

おおむね満3歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、物や人との関わりにおける自己表現を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

### ④学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことをめざし、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

## 第5章 子育てに関する施策の評価と展開

### (次世代育成支援行動計画の評価)

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、広尾町においてこれまで取り組んできた「広尾町次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

#### 施策目標1 かおの見える助け合いと自立を支援するまちをつくる

##### (1)安心して生み育てる支援の充実

##### 【施策の方向】

安心して生み育てることができる子育て支援事業を展開します。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
1	子育て支援センター業務の充実	子育ての不安感を緩和し子どもの健やかな成長を促進するため、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し子育ての相談や助言、情報の提供、講演会などの支援事業の充実を図ります。	一時預かりや育児相談、おでかけ遊び等さまざまなメニューを揃えることにより、保護者のニーズに応えることができました。	継続
2	子育て支援センターの整備	住民が安心して活用できる施設にするため、安全で安心な施設の整備を図ります。	令和5年度にエアコンを設置し、保育環境の整備を図りました。	継続
3	保育所施設の整備	子どもの安全で安心な保育環境の整備を図ります。 ひろお保育園及び豊似保育所に冷房設備の整備を行います。	令和5年度にひろお保育園において、全室エアコンを設置しました。また、令和6年度に豊似保育所において、調理室及び遊戯室にエアコンを設置し、保育環境の整備を図りました。 また、計画的に改修及び修繕を行いました。	継続
4	学童保育施設の整備	保護者の就労などにより放課後や休日に留守家庭となる児童を対象に児童の健全育成に努めます。 学童保育施設に冷房設備の整備を行います。	令和6年度にエアコンを設置し、環境整備を図りました。	継続
5	幼保一元化の検討	少子化による幼稚園・保育所への入所児童の減少に伴い、年齢別発達段階に基づいた教育・保育を実現するため幼保一元化を検討します。	平成31年4月にひろお保育園はひろお幼稚園と統合し「認定こども園 ひろお保育園」となりました。	終了

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
6	乳幼児等医療給付事業の充実	乳幼児などの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を一部助成します。	令和5年度から医療費の助成の対象を高校生までに拡大しました。 加えて、広尾高校に通う町外に住所のある生徒も対象としました。	継続

## (2)安心して生活ができるひとり親家庭への支援の充実

### 【施策の方向】

安心して生活ができるひとり親家庭への支援を図ります。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
7	生活相談体制の強化	社会的に弱い立場にあるひとり親家庭へのさまざまな問題点などに対応し、安定した生活への対応を図ります。	就業支援セミナー、無料法律相談会の周知などを行いました。	継続
8	支援制度の継続	ひとり親家庭への母子年金や遺児手当などの支援制度を継続します。	母子年金：母子家庭等に、年額36,000円を支給しました。 遺児手当：両親又は母親のいない児童を扶養している保護者に、月額3,000円を支給しました。	継続
9	関係団体への支援	母子寡婦会組織の育成と活動を支援します。	公共施設に自動販売機を設置することで、その収益をもとに自主・自立した組織運営を行いました。 また、会員に対し、一部経済的支援を行いました。	継続
10	融資制度活用の促進	ひとり親家庭への母子福祉資金貸付など融資制度の活用を促進します。	ひとり親家庭から資金貸付の相談を受理し、貸付申請を進達しました。	継続
11	ボランティア団体の連携	町民参加によるボランティア団体の組織化との連携による活動支援を図ります。	社会福祉協議会においてボランティアセンター連絡協議会を設置しました。現在子育て関連のボランティア団体の実績はありませんが、要望があればマッチングさせ、今後の活動ができるよう支援します。	継続
12	ひとり親家庭等医療給付事業の充実	ひとり親家庭などの母または父および児童の健康保持と福祉の充実を図るため、医療費を一部助成します。	令和5年度から高校生まで、一部負担金がかかることのないよう助成を拡大しました。	継続

## 施策目標2 健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる

### (1)主体的に取り組む健康づくりの充実

#### 【施策の方向】

安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに成長し、働き盛りの世代が持てる力を充分発揮し、いくつになっても自主的な健康づくりに取り組むことができる事業展開を推進します。

また、妊娠期や出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問の保健指導の充実に努めます。特に親の育児不安等の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、妊娠期からの継続した支援を行います。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
13	健康診査事業	妊産婦や乳幼児の健診を通して、心身の異常などの早期発見・早期養療育を促し、母子の健康確保に努めます。	妊娠届出時等の面談を通して、健やかな妊娠期を過ごし、出産を迎えるための普及啓発を行うとともに、妊産婦健診の費用を助成し、経済的な負担軽減を図りました。 乳幼児を対象とした健診の受診率は100%となっており、子どもの健やかな成長発達について保護者が主体的に学ぶ機会としてだけではなく、子育てに関するさまざまな相談に応じています。	継続
14	乳幼児家庭訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します。	すべての対象家庭に対して、訪問事業を実施しました。 令和5年度 実施率100%	継続
15	養育支援訪問事業	養育支援を特に必要とする児童や養育者を対象に家庭訪問を実施します。	令和3年事業開始 令和5年度専門的相談支援 85件実施	継続
16	予防接種事業	感染症の発生や蔓延防止のため、予防接種法で定められた定期予防接種を実施します。また、適切な時期に接種を受けられるよう支援します。	乳幼児家庭訪問事業や乳幼児健診等を通じて、対象者への案内や母子アプリを活用したスケジュール管理について普及啓発を行いました。また、未接種者への接種勧奨を行い、接種率の向上に努めました。	継続
17	ハッピー・マタニティ事業(妊婦教室)	妊婦が妊娠・出産・育児についての知識を深め、妊婦同士の交流を深め情報交換する場を提供します。	令和5年度 参加率47.8% ※内訳 対象数23名 参加数11名	継続
18	母子健康相談事業	母親の妊娠・出産・育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援します。	令和5年度 来所相談 延122件 電話相談 延53件 訪問指導 延73件 (乳児全戸訪問除く)	継続

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
19	不妊治療及び不育症治療費等助成事業	子どもを持ちたいという方々に正しい知識の普及や相談窓口の周知に努めます。また、治療や通院にかかる費用を助成し、経済的な負担軽減を図ります。	不妊治療費等助成 令和5年度 助成件数 延11組  不育症治療費等助成 令和5年度 実績なし	継続
20	食育の推進事業	乳幼児からの正しい食事の摂り方等、望ましい食生活のあり方について学習機会や情報の提供を行います。	乳幼児健診、母子健康教育、保育園での食育教室等を通じて、望ましい食生活を実践できるよう支援しました。	継続
21	思春期保健対策事業	命の大切さ、母性、父性を育む機会を設け、正しい知識を身に付ける情報や課題を共有し、思春期対策を充実します。	学校教育において、児童・生徒の発達段階に応じた性教育や未成年の飲酒・喫煙、薬物等の影響について普及啓発を行いました。	継続
22	産後ケア事業	産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施することにより、母子とその家族が健やかに生活できるよう努めます。	助産師が対象者の家庭に訪問し、安心して子育てに取り組めるよう支援しました。 令和5年度利用数 実6件、延9件	新規

## 施策目標3 社会で生き抜く力を育てる

### (1)豊かな情操を育む幼児教育の充実

#### 【施策の方向】

家庭や地域と連携を図りつつ、施設の危険箇所などの点検のほか、知的、思考力、表現力を養う幼児期教育の充実を図ります。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
23	遊具、教材、教具の更新と新規購入	幼児の発達段階に応じた遊具や教材・教具を年次計画で整備します。	毎年遊具の点検及び修繕を実施しました。教材・教具についても、経年劣化によるものは都度新調しました。	継続

### (2)教育の基礎を育む義務教育の充実

#### 【施策の方向】

子どもたちが将来に向かって、自立した人間として生き抜くため、基礎的・基本的な知識・技能を修得させるとともに、必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育み、主体的に取り組む態度を養うとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の向上をめざします。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
24	学校教育施設・設備の整備	安全で安心した学校生活を確保するため、小・中学校の施設改修と情報化・国際化時代に対応した教材、設備機器の整備を計画的に進めます。	各校、普通教室・特別支援教室にエアコンを設置しました。 教職員パソコン端末の更新を実施しました。	継続
25	教育力向上の推進	学校における教育力の向上対策に努めるとともに、家庭における児童生徒の生活習慣・学習習慣の確立と食育における指導・啓発に努めます。	各校、給食指導や保健だよりの発行等により食に関する指導、基本的な生活習慣の育成に努めました。	継続
26	教育内容・特別支援教育の充実	基本的な学習はもとより、情報化、国際化、環境教育など、時代の流れを的確にとらえた教育内容の充実を図るほか、地域教材を活用した体験学習や親善交流を促進するとともに、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、その状態に応じた指導体制の構築を図ります。	広尾町特別支援教育振興会による体験的学習および交流に参加することにより、児童生徒の社会的自立を促すことができました。	継続
27	教職員の研修・生活環境の整備	教員の指導力向上に向けた研修と教育機関の機能を充実させるとともに、教職員の住環境整備を進めます。	教育研究大会等に教職員の積極的な参加を勧奨、各自の指導力向上を図りました。	継続

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
28	学校と地域社会との連携	学校・家庭・地域の連携協力により、児童生徒の健全なる育成と安全確保に努めます。	地域学校協働活動を推進する母体として、広尾っ子応援団本部を設置し、学校からの支援要望に対応しました。	継続
29	地域教育資源の活用	人材を生かしたキャリア教育（職業教育）をはじめ、自然や文化資源を活用した実践的教育を推進します。	青少年健全育成推進協議会事業により、わんぱく自然体験塾（カヌーや川下り等）、博物館を活用したワークショップを行いました。	継続
30	学校保健の充実	保健指導や相談体制の充実を図るとともに関係機関との情報収集、情報交換を図りながら学校保健担当者の研修の充実に努めます。	学校保健会による研修や、各校養護教諭による情報交換を密に行い保健指導の充実に努めました。学校保健安全法に基づき、健康診断等を実施しました。	継続
31	学校給食の充実	学校給食における安全性の確保と地場産品を活用した給食の提供に努めます。	ツブ、コンブ、真鱈、秋鮭、牛乳等地場産品を無償提供していただき、ふるさと給食として提供しました。 小中学校及び高校へ 1日平均447食 年間88,802食を提供 子育て支援の充実を図るため、令和6年度から給食費の無償化を実施しました。	継続
32	就学支援の強化	教育相談を進める中から適正な就学指導にあたるとともに、児童生徒に対し、必要な就学援助を行います。また、遠距離通学者の通学支援と通学手段を提供します。	学用品費・修学旅行費等の就学援助を実施しました。 バスの運行による通学支援を行いました。	継続
33	連携型中高一貫教育の推進	生徒の自己実現に向け、中学校と高等学校が連携する中から中高一貫教育の6年間を計画的、継続的に推進し、調和のとれた教育を実現します。	広尾町中高一貫教育連絡協議会において、計画的・継続的な教育課程を編成し、実践に向けた各教科の指導方法等の研究を行いました。	継続

## 施策目標4 生涯を学びゆとりを育む

### (1)青少年健全育成の充実

#### 【施策の方向】

各団体の活動の活発化を図るため、指導者やリーダーの養成を積極的に行うことにより、青少年の心身の育成をめざします。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
34	学習参加者の拡大と広報広聴活動の充実	体験学習や講座を開催し、参加者の拡大を図るとともに、奉仕活動や世代間交流の情報や周知のため、広報広聴活動の充実や専門指導員の配置を図ります。	各種講座を開催する際に、参加者が気軽に申込みが出来るよう、QRコード対応を導入しました。また、通信アプリ（LINE）での情報提供も行いました。	継続
35	団体の育成と拡充	地域青年団の育成・拡充、野外体験活動を目的とする少年団の組織化、社会奉仕団体の結成に向けた支援を行います。	これまで使用していた野外活動施設が閉鎖されたため、屋内でのスポーツ交流会を実施しました。	継続
36	リーダーの育成	ジュニアリーダー研修会や青年リーダー・女性交流研修会などの参加機会を拡充します。	各種研修会への派遣を行い資質の向上を図りました。	継続
37	青少年健全育成推進協議会活動への支援	学校・家庭・地域の協力連携強化を図るため、青少年健全育成推進協議会の部会活動や組織力を一層高めるための支援を行います。	各種研修会への派遣を行い資質の向上を図りました。	継続
38	子どもの安全確保の充実	地域で育つ子どもたちが健やかに安心して成長し、地域で遊び、学ぶことができるような生活環境を整え、子どもたちを犯罪や交通事故の危険から守るため、安全で安心なまちづくりをめざします。	青少年健全育成推進協議会事業により特別夜間巡視を年間2日間行いました。 また、ひろお保育園の「こぐまクラブ」及び広尾小学校の児童を対象とした「広尾交通少年団」を結成し、幼児期及び学童期の交通安全教育を実施しました。加えて、保育園や小学校付近に防犯カメラの設置、通学路に交通安全指導員を配置することにより、子どもの安全確保に努めました。	継続
39	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の予防対策や早期発見・早期対応・再発防止に取り組みます。また、関係機関が連携して要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。	令和4年度、子育て支援室に児童虐待専門部署である子ども福祉係を設置しました。 令和5年度 代表者会議1回 実務者会議1回 個別ケース検討会議20回開催	拡充

## (2)健やかな子どもに育てる家庭教育の充実

### 【施策の方向】

子どもが発達段階にある家庭内において、親、学校、地位の役割を密にすることにより、家庭教育力の向上を図ります。また、子育てに関する学習機会の提供により、健やかな子どもを育てる健全な家庭づくりをめざします。

事業番号	事業名称	事業内容	実施状況	方向性
40	情操教育の育成	幼児のブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動などの情操教育の育成・拡大を図ります。	個別健診時に幼児とその保護者がかけがえのないひとときを絵本を通して持つことを応援しました。 また、新型コロナウイルスの収束に伴い、月1回子育て支援センターに図書館職員とボランティアが赴き、絵本や紙芝居の読み聞かせや手遊びを行いました。	継続
41	家庭と学校の連携支援	家庭教育学級の実施による「家庭と学校の連携支援」の強化を促進します。	家庭教育学級を開設し、講座を通して家庭の教育力の向上を図りました。	継続
42	親子の交流の拡大	青少年健全育成推進協議会との連携による「親子交流体験・家庭のふれあい」の機会提供の拡大を図ります。	親子ふれあい交流事業や、大人も参加できる「なぞとき博物館」を通して親子の交流機会の提供を行いました。	継続

## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### 2 計画の基本的記載事項

#### (1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定します。

#### (2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定します。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

教育・保育施設	認定こども園、保育所
---------	------------

### (3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 児童育成支援拠点事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	14. 親子関係形成支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 産後ケア事業【新規】
7. 子育て援助活動支援事業	16. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 乳児等通園支援事業【新規】
9. 延長保育事業	

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「こども誰でも通園制度」を実施します。

## 3 教育・保育提供区域の考え方

広尾町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

### (1)教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定(3～5歳)	全町 (1区域)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、広尾町内を1区域とします。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1歳)		
3号認定(2歳)		

(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町 (1区域)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、広尾町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊婦健診事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児・病後児保育事業		
⑪放課後児童健全育成事業		
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】		
⑬児童育成支援拠点事業【新規】		
⑭親子関係形成支援事業【新規】		
⑮産後ケア事業【新規】		
⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】		
⑰乳児等通園支援事業【新規】		

## 4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、広尾町人口ビジョンの推計に基づき、以下のように設定しました。

### ■ 就学前児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	20	18	18	18	18
1歳	16	20	18	18	18
2歳	21	16	20	18	18
3歳	24	21	16	20	18
4歳	30	24	21	16	20
5歳	24	30	24	21	16
計	135	129	117	111	108

### ■ 小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	36	24	28	22	20
7歳	44	36	24	28	22
8歳	39	44	36	24	28
9歳	34	39	44	36	24
10歳	45	34	39	44	36
11歳	35	45	34	39	44
計	233	222	205	193	174

## 5 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

### ■認定の区分

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

### ■保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## (1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)と確保方策を設定します。令和4年度から6年度の利用率に各年度の推計人口を乗じ、見込み量を算出しました。また、同数値を確保方策として計上しました。

### ■令和7年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3~5歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		14	0	62	7	7	12
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園(幼稚園部分)	14					
	認定こども園(保育所部分)			54	7	7	10
	保育所			8	0	0	2
	地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型(地域枠)			0	0	0	0
② 確保提供数の合計		14	0	62	7	7	12

### ■令和8年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3~5歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		13	0	58	6	9	10
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園(幼稚園部分)	13					
	認定こども園(保育所部分)			51	6	9	8
	保育所			7	0	0	2
	地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型(地域枠)			0	0	0	0
② 確保提供数の合計		13	0	58	6	9	10

■令和9年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		10	0	47	6	8	11
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）	10					
	認定こども園（保育所部分）			41	6	8	9
	保育所			6	0	0	2
	地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	② 確保提供数の合計		10	0	47	6	8

■令和10年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		10	0	45	6	8	10
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）	10					
	認定こども園（保育所部分）			39	6	8	8
	保育所			6	0	0	2
	地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	② 確保提供数の合計		10	0	45	6	8

■令和11年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定			
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
① 量の見込み	9	0	43	6	7	10	
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）	9					
	認定こども園（保育所部分）			37	6	7	8
	保育所			6	0	0	2
	地域型保育事業			0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
② 確保提供数の合計	9	0	43	6	7	10	

## (2)教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備を行い、平成31年4月から認定こども園が開園されました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進をしていきます。

### ①認定こども園、保育所の体制強化、小学校教育との円滑な接続

小学校への接続が円滑に行われるようにするため、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められます。小学校以降の生活や学習の基盤は、さまざまな人との出会い、自然や動物との触れ合い体験など、幼児期の発達にとって必要な事柄を経験することにより育成されるものであります。幼児の指導に当たっては、幼児一人ひとりが幼児期にふさわしい生活を十分に体験できるようにし、物事に進んで取り組む意欲と自信を身に付けさせるとともに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うことに十分配慮することが大切です。また、その際には、小学校における生活科などとの関連に留意し、主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮する必要があります。

### ②0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携 等

0～2歳の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要です。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要です。また、一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要です。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等さまざまな遊びを取り入れることが必要です。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められます。

3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要です。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要です。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものであります。保育者は、一人ひとりの幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められます。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮します。

### (3)教育・保育の質の向上

少子化に伴い、入所児童数の減少傾向による少人数化のため、子どもの成長過程においても人間関係が希薄になるなど影響があります。例として、同年齢の子ども同士が切磋琢磨して育ちあう場の減少や人間関係及び交友関係の固定化、大勢の中で活動体験を通して多くの学びを受けられないなどが懸念されます。

また、質の高い幼児教育や保育を提供するためには、一人ひとりの子どもに目が行き届くよう十分な職員配置が不可欠ですが、保育の人材不足は、全国的にも深刻な状況となっています。

職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修等の充実を図り、すべての子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保、向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善努力を行います。

### (4)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

近年、共働きの世帯の増加が顕著であり、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備を進めます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

### (1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の考え方】

現在子育て世代包括支援センターで実施していますが、今後は児童福祉も一体となった相談支援体制として機能する「こども家庭センター」の設置を令和9年度開始の予定で検討していきます。

### (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	1,800	1,700	1,700	1,600	1,600
② 確保方策		1,800	1,700	1,700	1,600	1,600
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の考え方】

令和6年度までの利用率に各年度の推計人口を乗じて算出しました。広尾町では「子育て支援センター」で実施しており、今後も引き続き当該事業を実施します。

### (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、健診 14 回を公費負担しています。上限は 16 回(予定日超過の場合)です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人	23	23	23	23	23
② 確保方策		23	23	23	23	23

#### 【確保方策の考え方】

今後も引き続き、妊婦の健康保持の為、実施漏れ等がないよう正確な把握に努め、取り組んでいきます。

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげ、乳児家庭の孤立を防ぐことをめざしています。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人	20	20	20	20	20
② 確保方策		20	20	20	20	20

#### 【確保方策の考え方】

今後も引き続き、すべての家庭へ訪問し、適切なサービス利用に繋げていきます。

### (5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための専門的相談支援を行う事業です。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人	67	63	57	54	53
② 確保方策		67	63	57	54	53

#### 【確保方策の考え方】

今後も引き続き実施し、心身共に不安定になりやすい妊娠期(早期)からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

## (6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。広尾町では、令和5年度から社会福祉法人池田光寿会が運営する児童養護施設十勝学園(帯広市)に事業を委託しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	30	30	30	30	30
② 確保方策		30	30	30	30	30
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

令和5年度実績値と令和6年度の見込みを基に計上しました。今後も引き続き当該事業を実施します。

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行い、地域で子育てがしやすい環境づくりを行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	5	5	5	5	5
② 確保方策		5	5	5	5	5
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

1日にサポート出来る最大人数を見込み数値としました。今後も引き続き依頼会員及び提供会員を多く登録いただき、当該事業を実施していきます。

## (8)一時預かり事業

### ① 幼稚園型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	13	11	10	8	8
② 確保方策		13	11	10	8	8
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

令和6年度までの利用率に各年度の推計人口を乗じて算出しました。今後も引き続き当該事

業を実施します。

## ② 幼稚園型を除く

病気やけが、冠婚葬祭、リフレッシュなど、一時的に保育を必要とする乳幼児について、子育て支援センターで一時的に預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	210	200	180	170	170
② 確保方策		210	200	180	170	170
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

令和6年度までの利用率に各年度の推計人口を乗じて算出しました。今後も引き続き当該事業を実施します。

## (9)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(8時間)を超えて、最長で11時間保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日	450	450	400	400	400
② 確保方策		450	450	400	400	400
実施箇所数	か所	2	2	2	2	2

### 【確保方策の考え方】

令和6年4月の2号認定及び3号認定のうち短時間保育かつ延長保育を利用した率を算出し、各年度の推計利用人数に乗じて見込み量を算出しました。同数値を確保方策として計上しており、今後も引き続き当該事業を実施します。

## (10)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

本事業は、現在実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。広尾町では、学童保育施設内の1か所で実施し、全学年の児童が同じ空間で、適切な遊びや生活を行い、児童の健全育成を図っています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	37	22	21	20	18
1年生		14	10	11	9	8
2年生		16	8	6	7	5
3年生		6	2	2	1	2
4年生		0	1	1	1	1
5年生		1	0	1	1	1
6年生		0	1	0	1	1
② 確保方策		40	40	40	40	40
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

### 【確保方策の考え方】

令和4年度から6年度の利用率に各年度の推計人口を乗じ、見込み量を算出しました。また、確保方策として利用定員数を計上しました。今後も引き続き当該事業を実施します。

## (12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	7	6	6	5	5
② 確保方策		7	6	6	5	5

### 【確保方策の考え方】

令和6年度までの要保護児童等の状況を鑑みながら、家事・育児等への不安を抱える子育て家庭に対し、支援を行っていきます。

### (13) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は、現在実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

### (14) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は、現在実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

### (15) 産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後から産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。訪問型・通所型合わせて5回まで(多胎児の場合は10回まで)利用料の助成をしています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	25	25	25	25	25
② 確保方策		25	25	25	25	25

#### 【確保方策の考え方】

これまでの事業実績や利用者のニーズ等を勘案し、実施体制の確保及び充実を図ります。

## (16)妊婦等包括支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人回	60	54	54	54	54
② 確保方策		60	54	54	54	54

### 【確保方策の考え方】

令和4年から始まった、出産・子育て応援交付金事業により、妊娠時及び出産後に1人に対し、2回以上の相談等を現在行っていますが、引き続き安心した子育てが出来るよう相談支援の充実を図って参ります。

## (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。子どもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/月		20	20	20	20
② 確保方策			20	20	20	20

### 【確保方策の考え方】

令和8年度から全国的に実施されます。

量の見込みは、実人数で月に20人が10時間利用したと想定した、月の利用人数です。

## 7 子ども・子育て支援関連施策の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

広尾町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して児童虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

#### ① 関係機関との連携及び広尾町における相談体制の強化

広尾町における子ども・子育てに関する相談体制は、「子育て支援室」をはじめ、「保健福祉課」「教育委員会管理課」の各行政機関のほか、認定こども園、保育所、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制を整えています。これら相談体制により、子どもが安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために「広尾町要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）において、要保護児童等に関する情報、その他必要な情報の交換、支援に関する協議等、関係機関の連携により、支援を行います。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の児童虐待事例への対応をはじめ、要保護児童等への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

#### ② 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、住民への相談窓口の周知、健康診査や保健指導等の母子保健活動や医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当係が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、通告・相談に基づき受理会議、結果に応じてケース検討会議を実施し、情報交換、支援方策の検討協議・連絡調整を行い、児童虐待に対応します。

## (2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

## (3)障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療(育成医療)の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。認定こども園、保育所、小中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ります。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、「ひろお子育てサポートファイル」活用の適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を図ります。

障がい児の保育・障がい児療育については、障がいのある子ども一人ひとりが日常的に必要な相談・指導を受けられるよう南十勝(広尾町・大樹町・更別村・中札内村)における障がい児療育の拠点である南十勝こども発達支援センターむうくの活用と機能の充実に努めます。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

#### (4)仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していくことが必要です。

##### ①働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

##### ②育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

##### ③ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

## 第7章 こどもの貧困対策計画

### 1 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国のこどもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭のこどもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本のこどもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、こどもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

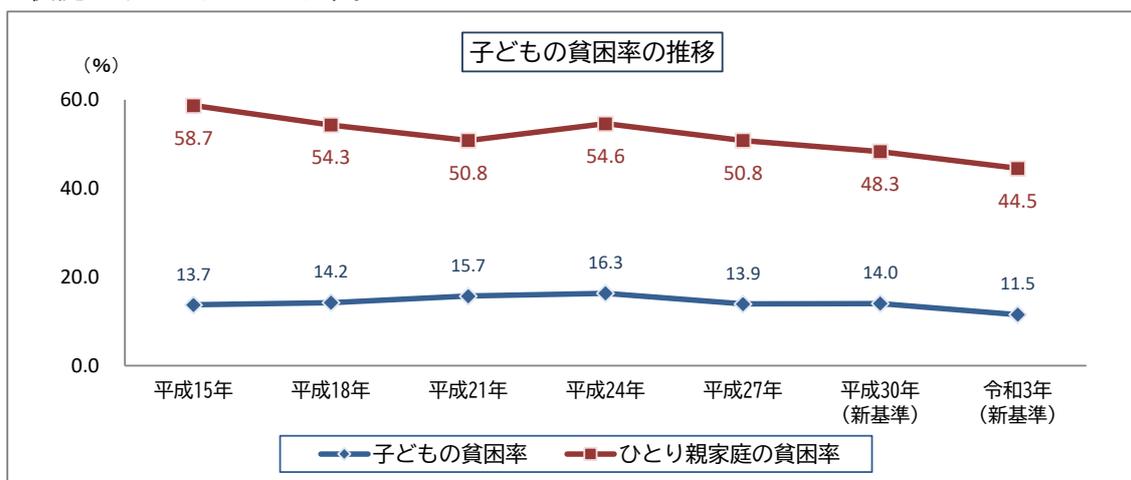
このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、こどもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正こどもの貧困対策法」では、市町村においてもこどもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

広尾町が策定するこども計画においては、こどもの貧困対策計画を一体的に策定することとし、こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

## 2 我が国の貧困率

子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指します。相対的貧困率とは、国民の年間所得(可処分所得:収入などから税金や社会保障費などを引いた金額)を子どもも含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値(中央値)の半額(貧困線)に満たない人の割合のことです。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和3年の日本のこどもの貧困率は11.5%であり、子どもの9人に1人が貧困の状況に置かれていることとなります。

また、ひとり親家庭においては、貧困率が44.5%となり、ひとり親家庭の半数近くが貧困という厳しい状況にあるとされています。



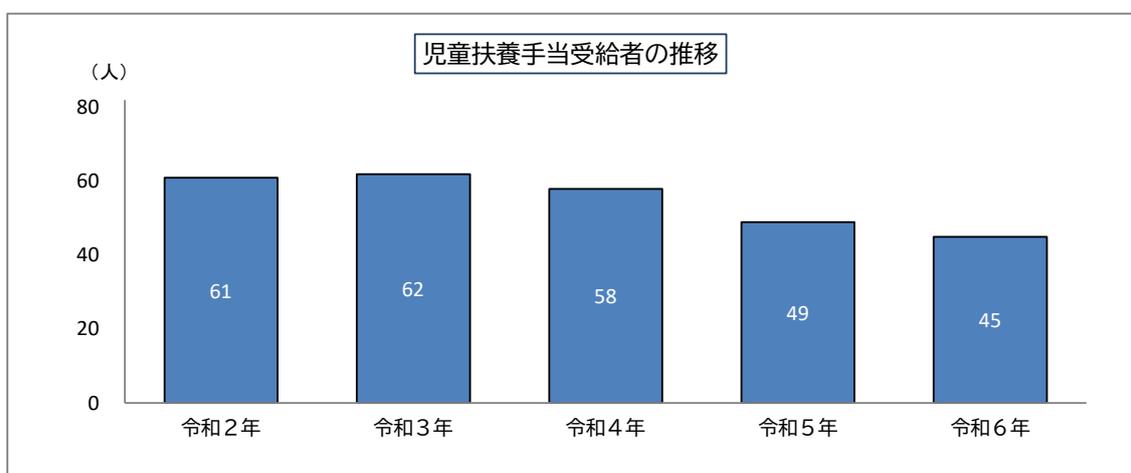
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※新基準：可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

## 3 広尾町の現状

### (1) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者では、令和3年の62人から令和6年の45人と減少しています。



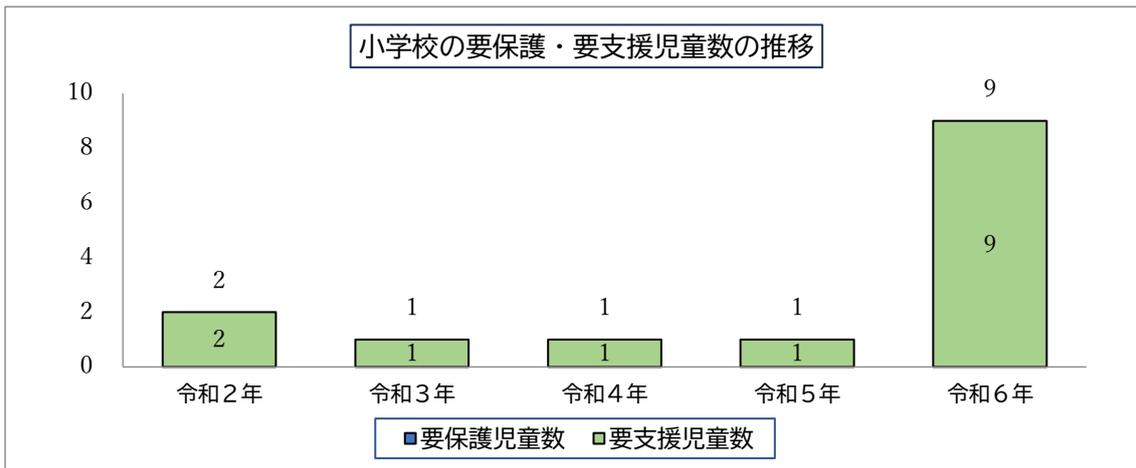
(各年4月1日現在)

## (2)要保護・要支援児童の状況

要保護児童とは、児童福祉法に定める保護者のいない児童または虐待などにより保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を指します。

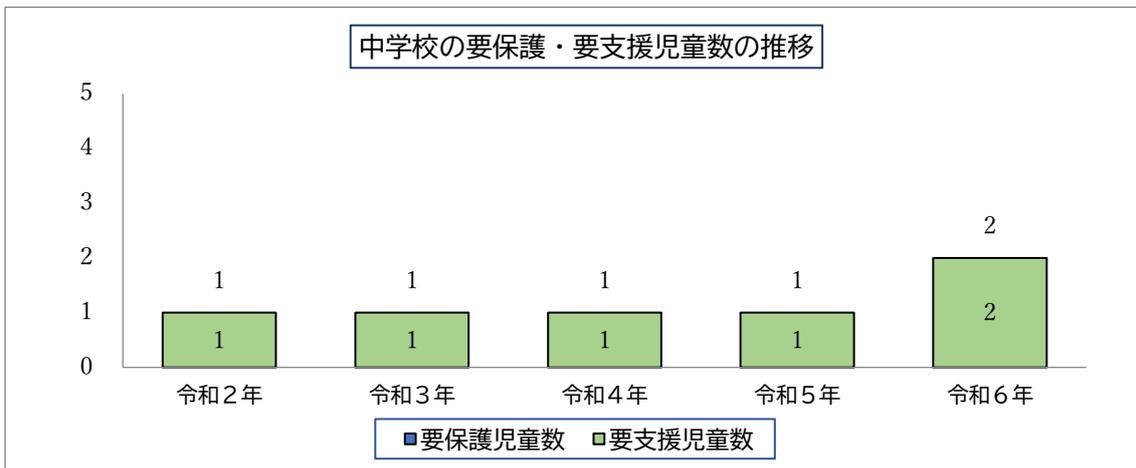
要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められ、支援がなければ将来的に要保護児童になる恐れがある児童を指します。

令和2年以降、小学校の要保護児童は0人で推移していますが、要支援児童は令和6年に9人と大きく増加しています。



(各年4月1日現在)

中学校の要保護児童も令和2年以降0人で推移しており、要支援児童は令和5年まで1人でしたが、令和6年に2人となっています。

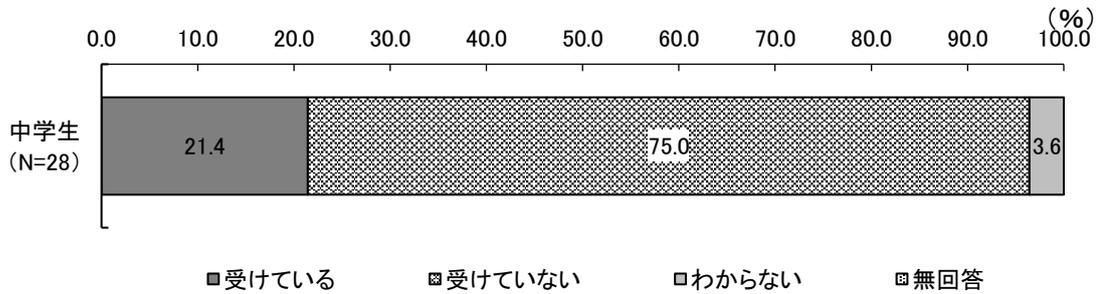


(各年4月1日現在)

### (3) アンケート調査結果

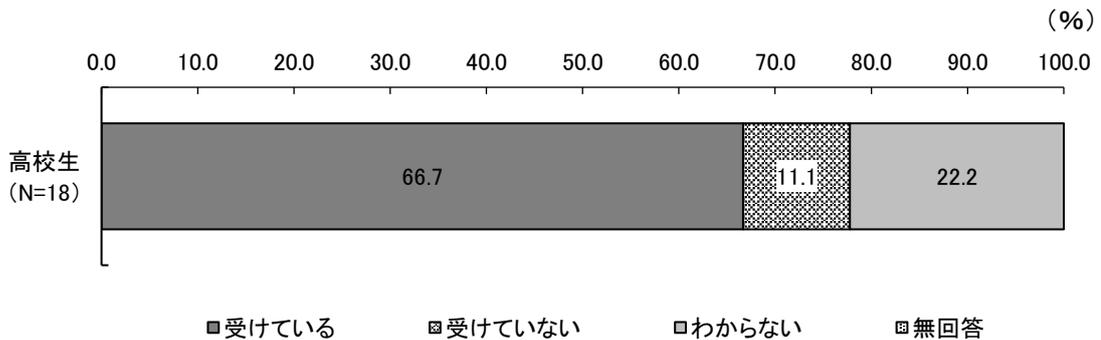
#### ① 就学援助の受給状況

中学生保護者に聞いた就学援助の受給状況では、「受けていない」が 75.0%と最も高く、次いで「受けている」が 21.4%、「わからない」が 3.6%となっています。



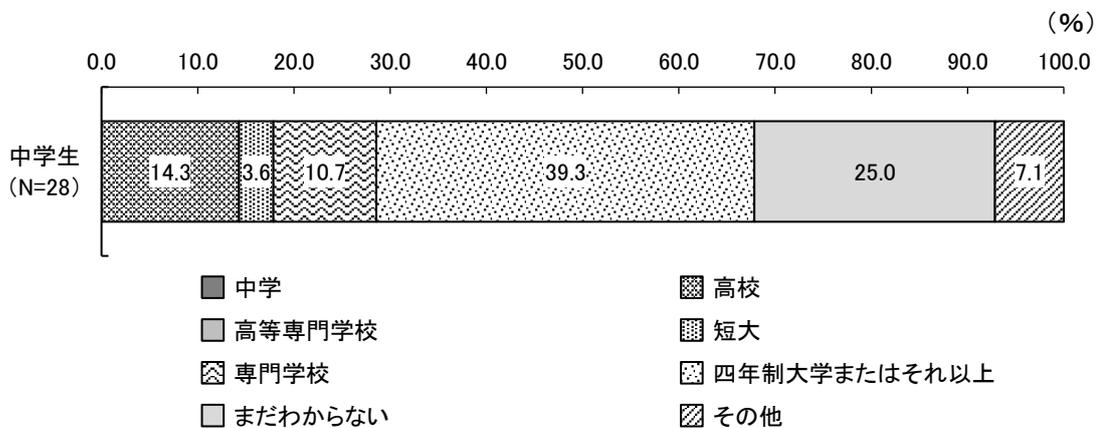
#### ② 高等学校等就学支援金の受給状況

高校生保護者に聞いた高等学校等就学支援金の受給状況では、「受けている」が 66.7%と最も高く、次いで「わからない」が 22.2%、「受けていない」が 11.1%となっています。



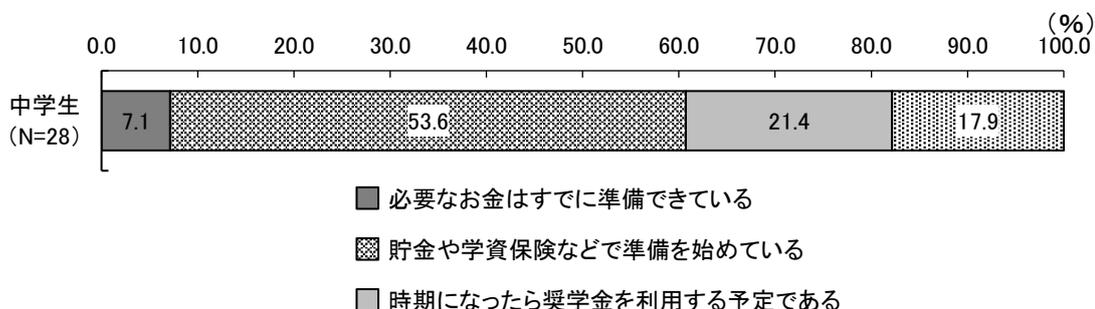
#### ③ 子どもに受けさせたい教育

中学生保護者に聞いた子どもに受けさせたい教育では、「四年制大学またはそれ以上」が 39.3%と最も高く、次いで「まだわからない」が 25.0%、「高校」が 14.3%となっています。



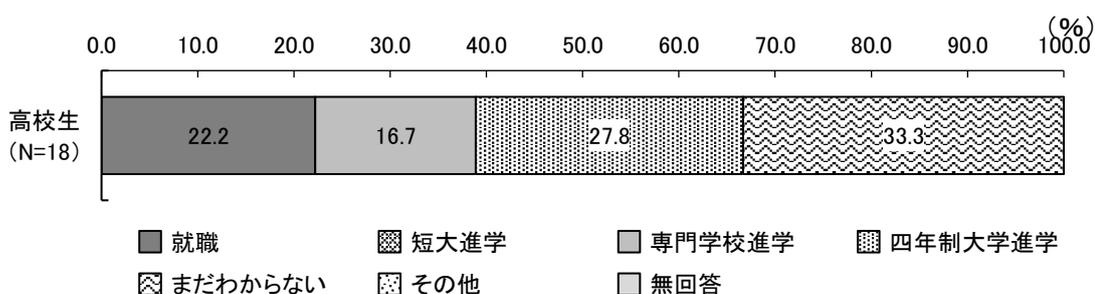
#### ④教育を受けさせるためのお金の準備状況

中学生保護者に聞いた教育を受けさせるためのお金の準備状況では、「貯金や学資保険などで準備を始めている」が 53.6%と最も高く、次いで「時期になったら奨学金を利用する予定である」が 21.4%、「全く目処はついていない」が 17.9%となっています。



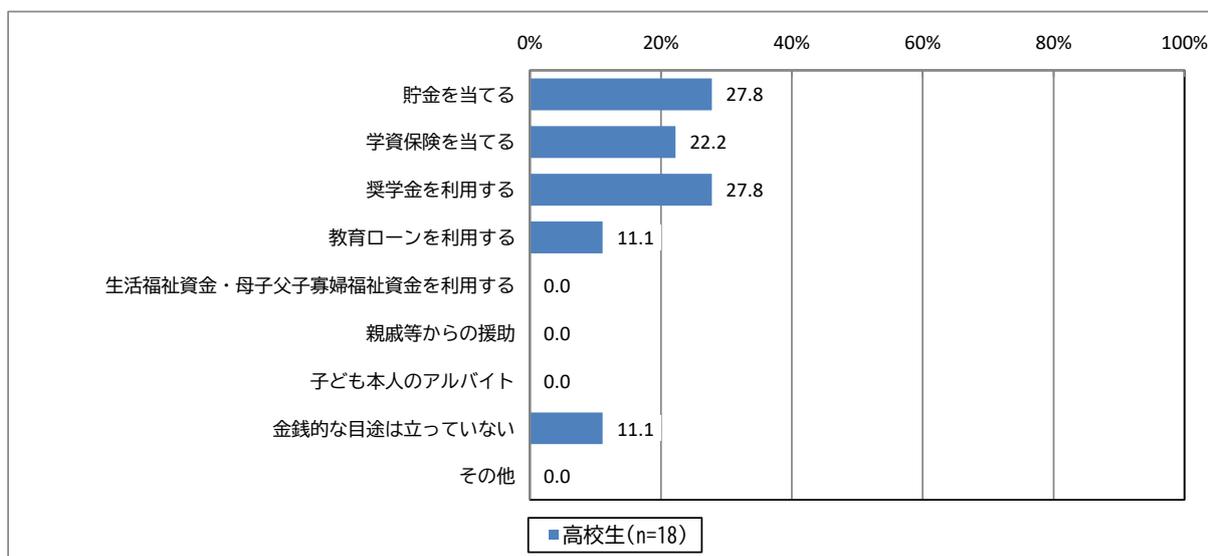
#### ⑤高校卒業後の進路

高校生保護者に聞いた子どもの高校卒業後の進路では、「まだわからない」が 33.3%と最も高く、次いで「四年制大学進学」が 27.8%、「就職」が 22.2%となっています。



#### ⑥高校卒業後に進学する際のお金の用意

高校生保護者に聞いた子どもが高校卒業後に進学する際のお金の用意についてみると、「貯金を当てる」「奨学金を利用する」がともに 27.8%と最も高く、次いで「学資保険を当てる」が 22.2%、「教育ローンを利用する」「金銭的な目途は立っていない」がともに 11.1%となっています。

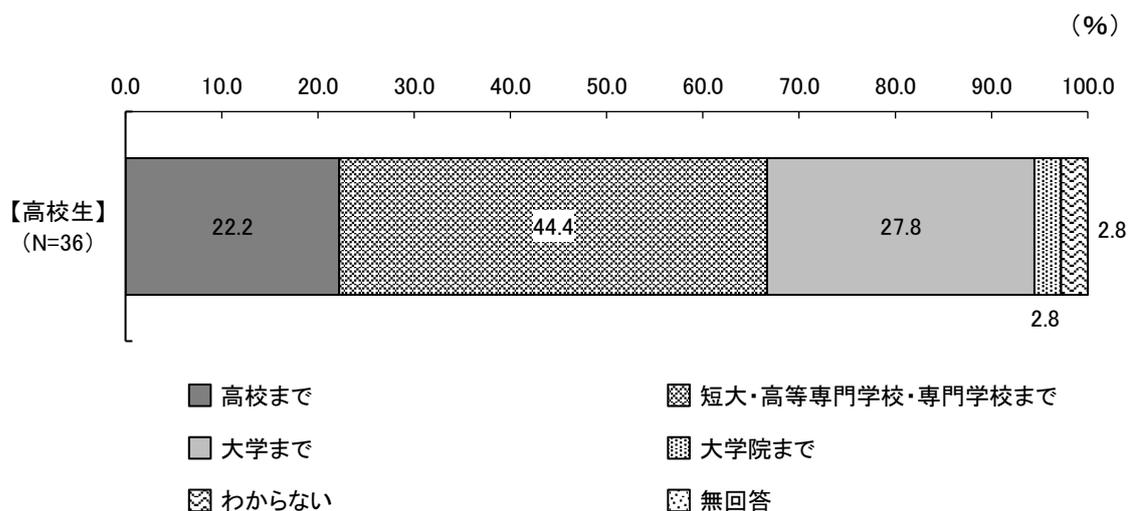
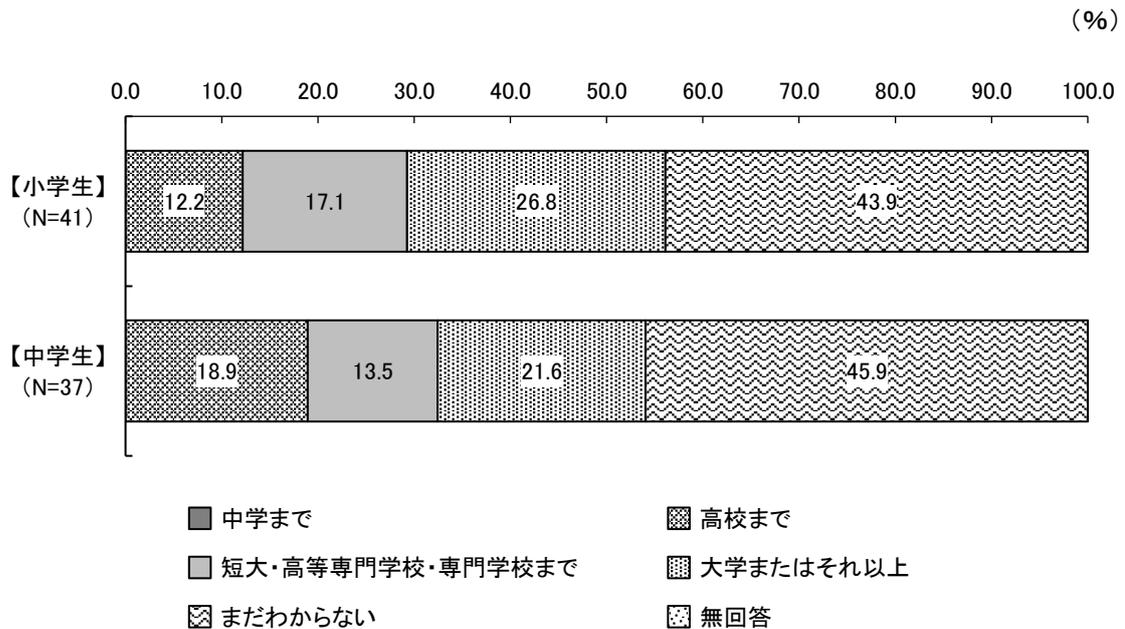


### ⑦希望の進学先

希望の進学先では、小学生児童では「まだわからない」が43.9%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が26.8%、「短大・高等専門学校・専門学校まで」が17.1%となっています。

中学生生徒では「まだわからない」が45.9%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が21.6%、「高校まで」が18.9%となっています。

高校生生徒では「短大・高等専門学校・専門学校まで」が44.4%と最も高く、次いで「大学まで」が27.8%、「高校まで」が22.2%となっています。

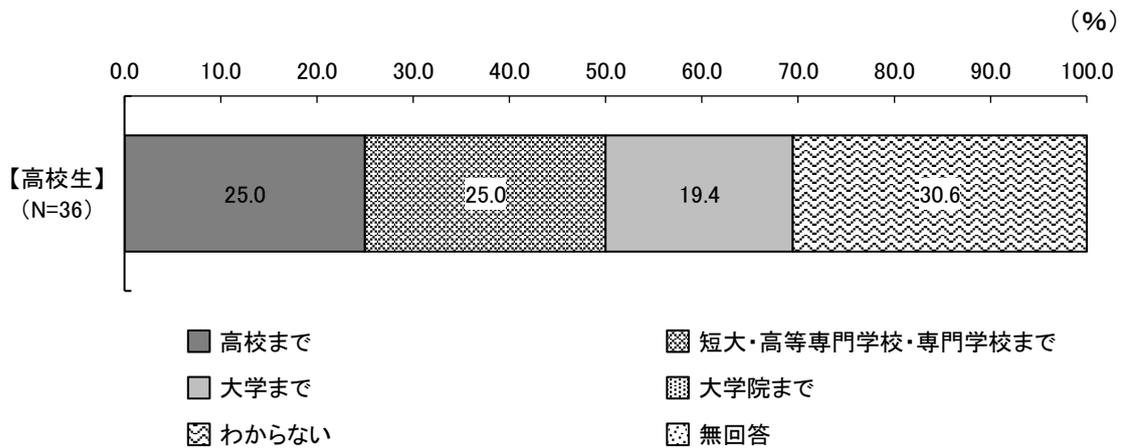
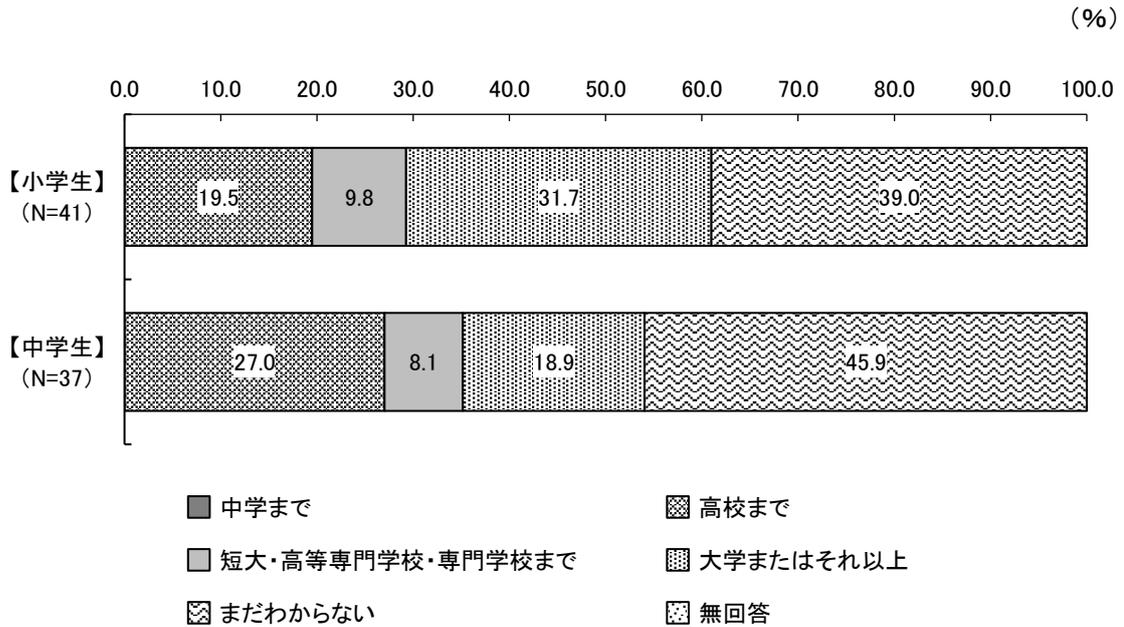


### ⑧家族が希望すると思う進学先

家族が希望すると思う進学先についてみると、小学生では「まだわからない」が39.0%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が31.7%、「高校まで」が19.5%となっています。

中学生では「まだわからない」が45.9%と最も高く、次いで「高校まで」が27.0%、「大学またはそれ以上」が18.9%となっています。

高校生では「わからない」が30.6%と最も高く、次いで「高校まで」「短大・高等専門学校・専門学校まで」「大学院まで」がともに25.0%、「大学まで」が19.4%となっています。



## 4 取組の方向性

### (1)将来像

広尾町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組の推進に努めます。

### (2)基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿ってこどもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

#### ①相談支援体制の取組

こどもの貧困対策を行うため、相談対応を行う体制を効果的に進めていきます。

貧困状態に陥る恐れがある、もしくは陥っている家庭や子どもを早期に発見し、各種制度に結び付けていくことや、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

#### ②教育支援の取組

こどもの貧困は、世帯の経済的格差がそのまま教育の格差につながっているとされており、例えば国におけるこどもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるので、重視されている部分であります。

すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供を行っていきます。

#### ③生活支援及び保護者の就労支援の取組

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごせるまちづくりをめざし、また保護者の職業生活の安定のため、放課後児童支援等を行います。

#### ④経済的支援の取組

さまざまな事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を行い、子育て世帯の暮らしの安定を図ります。

## 5 具体的な取組

### (1)相談支援体制の取組

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
1	総合相談窓口の設置	平成31年4月1日～子育て支援室開設 令和2年度10月から利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターを開設 今後、こども家庭センターを設置し、更なる相談支援の充実を図ります。	保健福祉課 子育て支援室
2	生活困窮者やひとり親世帯からの相談	生活困窮者やひとり親世帯からの相談に応じ、福祉資金制度、母子・父子に対する資金助成等、北海道と連携、助言を受けながら、必要な支援・援助を行います。	保健福祉課 子育て支援室 保健福祉課 福祉係
3	要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて迅速なケース会議及び協議会を開催し、虐待等の防止に早期解決を図ります。	保健福祉課 子育て支援室
4	教育の相談	各学校、教育委員会において、随時相談対応を行います。	学校 教育委員会

### (2)教育支援の取組

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
5	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供しますが、その中で、集団生活を通じて仲間づくりや協調性を養う教育を行います。	保健福祉課 子育て支援室
6	教育保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。	保健福祉課 子育て支援室

### (3)生活支援及び保護者の就労支援の取組

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
7	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います（6歳～11歳）。	保健福祉課 子育て支援室
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、適切なサービス提供につなげて行きます。	保健福祉課 子育て支援室
9	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援を行います。	保健福祉課 子育て支援室
10	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整えるため、家庭を訪問し、家事、育児等を支援します。	保健福祉課 子育て支援室
11	地域子育て支援拠点事業	認定こども園ひろお保育園の中にある子育て支援センターで実施している事業で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流、育児相談及び情報の提供を行う場を設けています。	保健福祉課 子育て支援室
12	教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。	保健福祉課 子育て支援室
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての手助けがほしい人（依頼人）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき子育てのサポート体制の環境づくりを行います。	保健福祉課 子育て支援室

### (4)経済的支援の取組

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
14	生活保護	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、決定権者の北海道と連携を行い、適切に支援していきます。	保健福祉課 福祉係
15	乳幼児等医療給付事業	乳幼児などの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を一部助成します。	住民課 国保係
16	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭などの母または父および児童の健康保持と福祉の充実を図るため、医療費を一部助成します。	住民課 国保係
17	就学援助	小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品や給食の費用などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。	教育委員会 管理課

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
18	母子年金支給事業	母子世帯等に対し、自立支援及び母子福祉の推進を行います。	保健福祉課 子育て支援室
19	遺児手当支給事業	両親又は母親のいない遺児を扶養している保護者に手当を支給し、児童の健全な育成及び児童の福祉推進を行います。	保健福祉課 子育て支援室
20	心身障害児療養施設通園助成事業	療育訓練のための通院の交通費の助成を行い、経済的負担の軽減を図り、訓練の向上及び治療効果の助長を行います。	保健福祉課 子育て支援室
21	南十勝こども発達支援センター	言葉や発達等に心配のある子どもの早期療育のため、家族の支援を行います。 南十勝町村で負担金を出し合い運営	保健福祉課 子育て支援室
22	子育て支援ごみ袋支給	出生月から2歳に達する月までの子育て中の家庭にごみ袋を支給し、経済的な支援を行います。	保健福祉課 健康管理センター
23	インフルエンザ予防接種費用の助成	おおむね1歳から高校3年生に対して接種費用の一部を助成します。	保健福祉課 健康管理センター
24	幼児教育・保育の無償化	令和6年9月より保育料の完全無償化を開始し、3歳未満児に係る保育料についても無償化としました。	保健福祉課 子育て支援室
25	在宅育児支援金	令和6年9月より在宅で育児を行っている世帯に対し、対象児童につき月額5,000円の在宅育児支援金を支給します。	保健福祉課 子育て支援室
26	出産祝い金支給	令和3年度から出生した子と生計を同じくする保護者へ、定額支給します。 第1子 10万円 (令和6年度) 第2子 10万円 第3子以降 15万円	保健福祉課 子育て支援室

## 第8章 子ども・若者計画

### 1 背景と位置づけ

我が国では、出生数の減少や共働き世帯の割合の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、グローバル化や情報化が進展するなど社会を取り巻く環境もめまぐるしく変化しており、さまざまな困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、ひきこもりや若年無業者(ニート)など若者の自立をめぐる問題が深刻化するとともに、貧困、児童虐待、いじめ、不登校などの問題も依然として深刻な状況となっています。

このような子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定され、平成 28 年には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

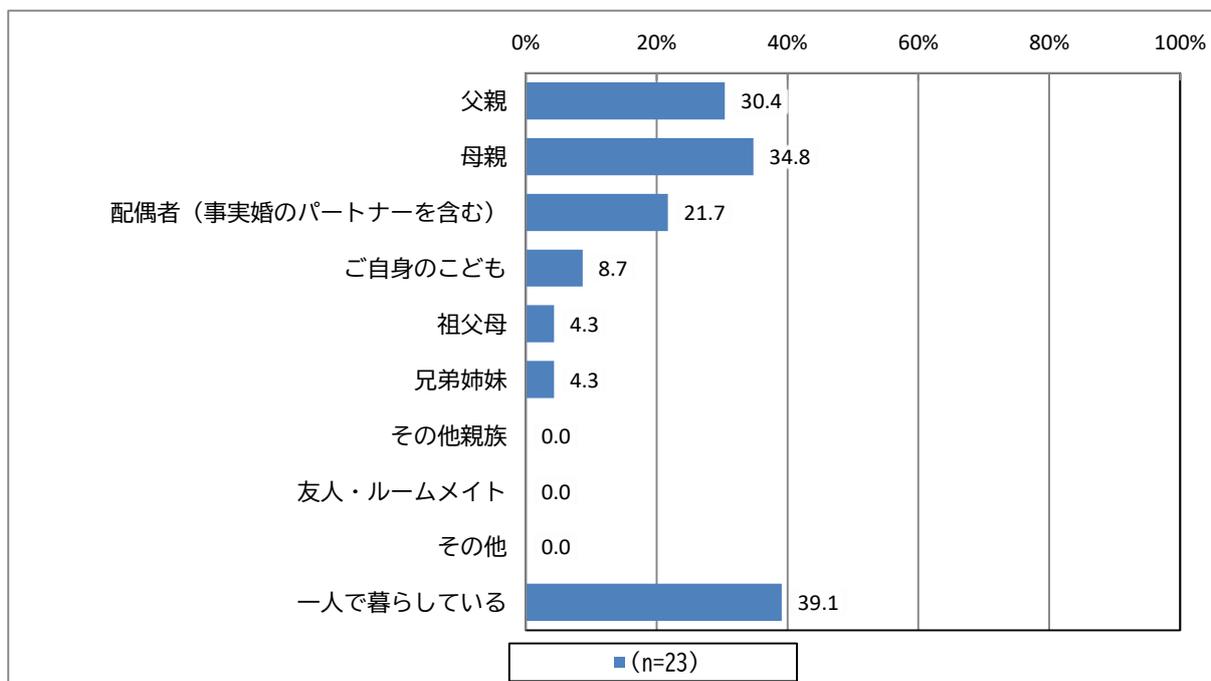
広尾町の策定することも計画においては、子ども・若者計画についても一体的に策定することとし、子どもと若者に向けた取組を推進します。

## 2 広尾町の現状

### (1) アンケート調査結果(若者意識調査)

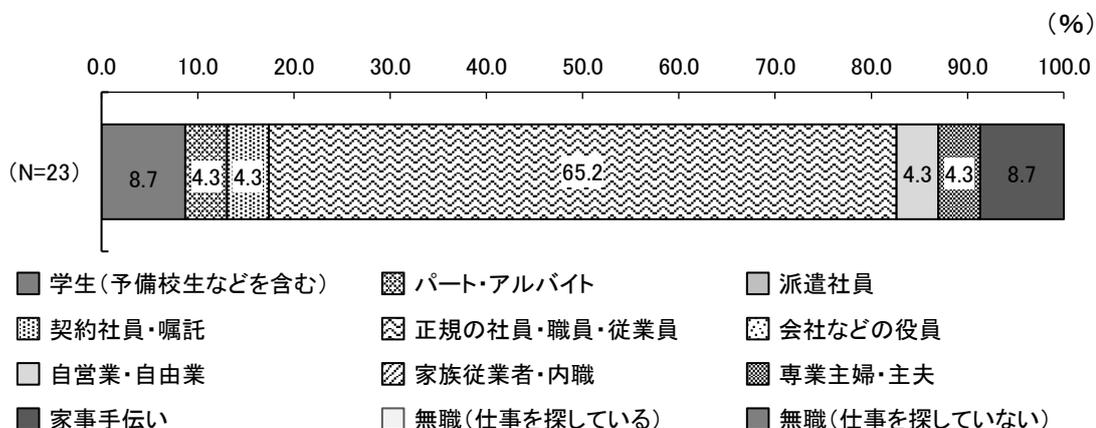
#### ①同居者

同居者についてみると、「一人で暮らしている」が 39.1%と最も高く、次いで「母親」が 34.8%、「父親」が 30.4%となっています。



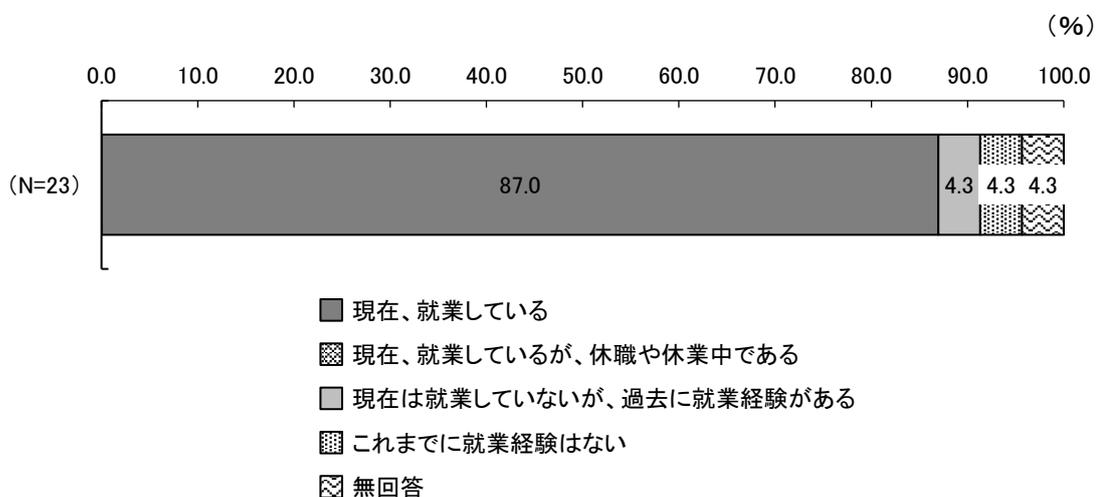
#### ②現在の生活状況

現在の生活状況についてみると、「正規の社員・職員・従業員」が 65.2%と最も高く、次いで「学生 (予備校生などを含む)」「家事手伝い」がともに 8.7%、「パート・アルバイト」「契約社員・嘱託」「自営業・自由業」「専業主婦・主夫」がいずれも 4.3%となっています。



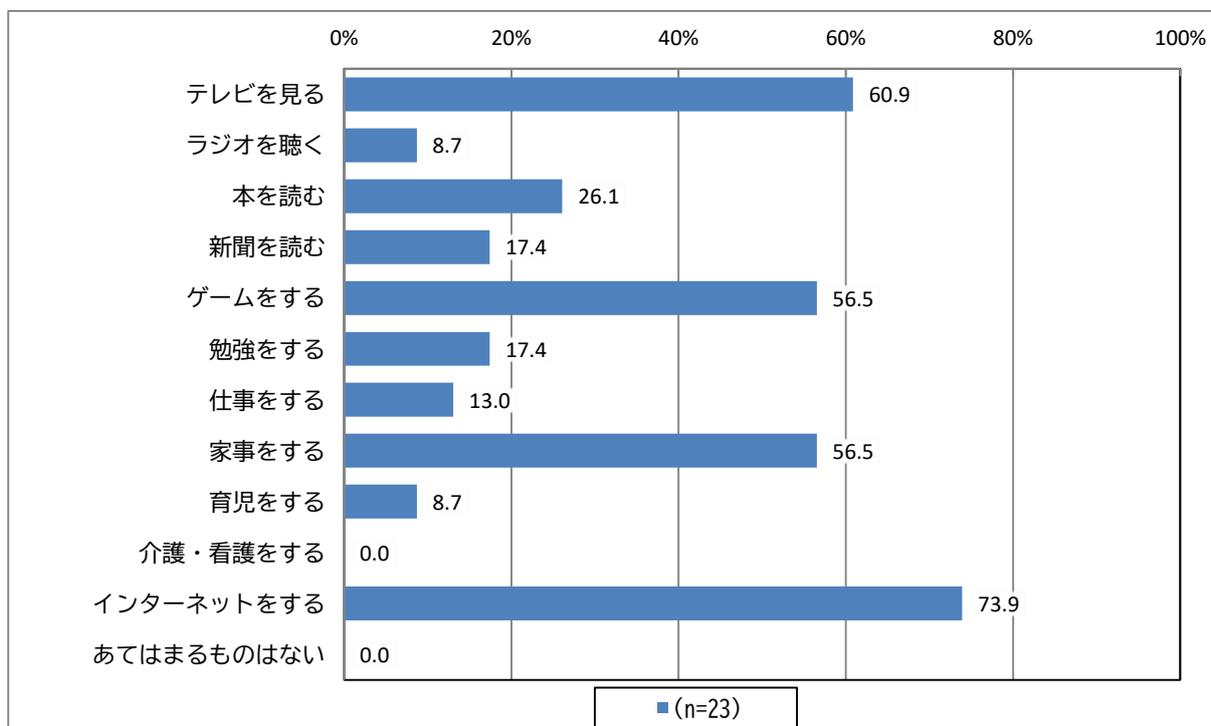
### ③就業経験

就業経験についてみると、「現在、就業している」が87.0%と最も高く、次いで「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」「これまでに就業経験はない」がともに4.3%となっています。



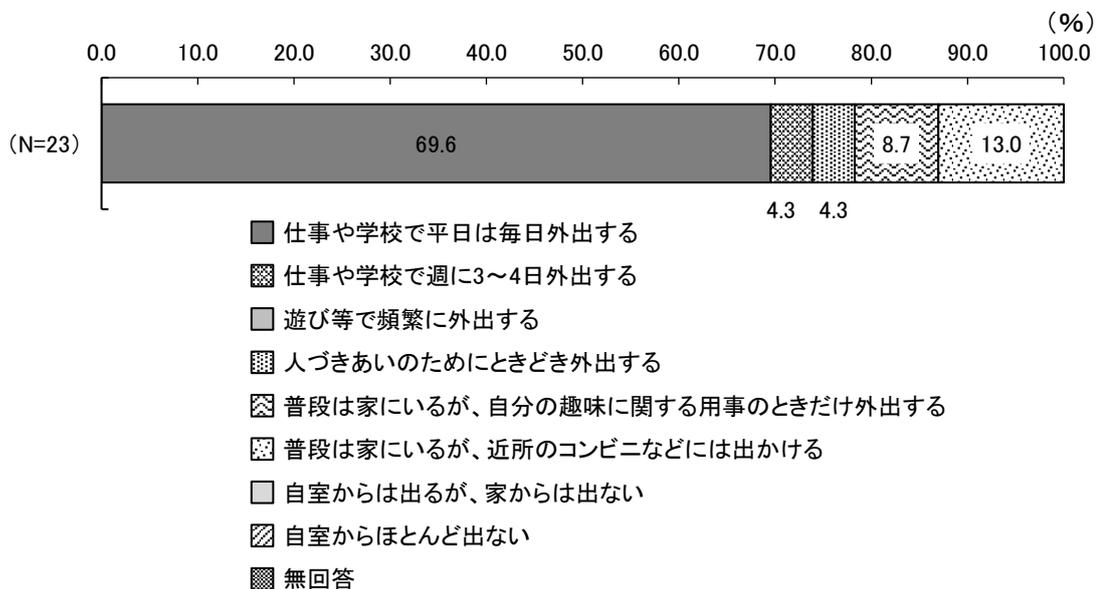
### ④自宅での時間の使い方

自宅での時間の使い方についてみると、「インターネットをする」が73.9%と最も高く、次いで「テレビを見る」が60.9%、「ゲームをする」「家事をする」がともに56.5%となっています。



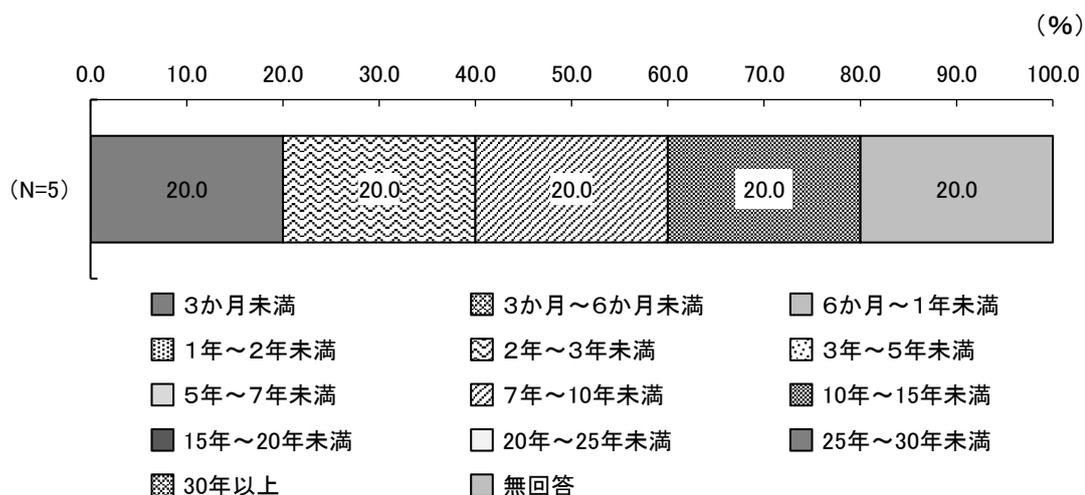
### ⑤外出の頻度

外出の頻度についてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 69.6%と最も高く、次いで「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が 13.0%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が 8.7%となっています。



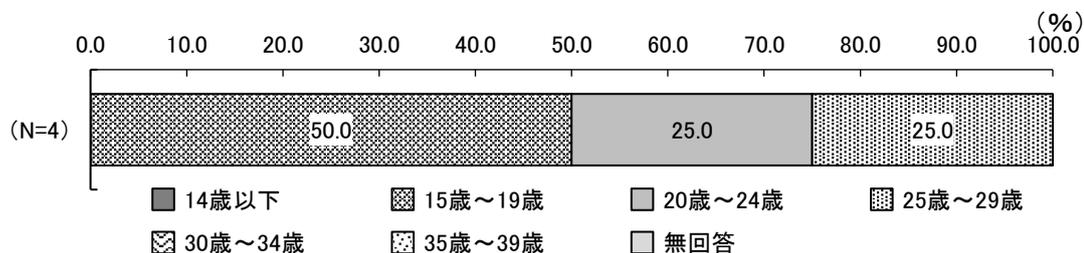
### ⑥外出状況が現在の状態となった期間

普段は家にいて、ほとんど外出しないと回答した方の外出状況が現在の状態となった期間については、「3か月未満」「2年～3年未満」「7年～10年未満」「10年～15年未満」がいずれも 20.0%と最も高くなっており、最長で「10年～15年未満」となっています。



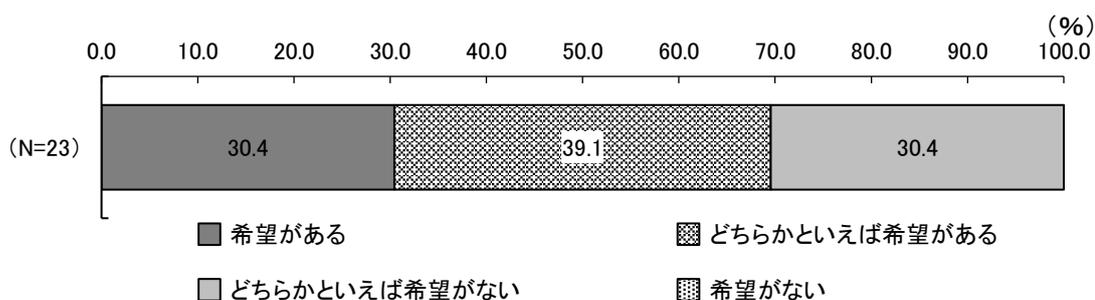
### ⑦外出状況が現在の状態となった期間

普段は家において、ほとんど外出しないと回答した方の外出状況が現在の状態(普段は家にいる、ほとんど外出しない)になった年齢では、「15歳～19歳」が50.0%と最も高く、次いで「20歳～24歳」「25歳～29歳」がともに25.0%となっています。



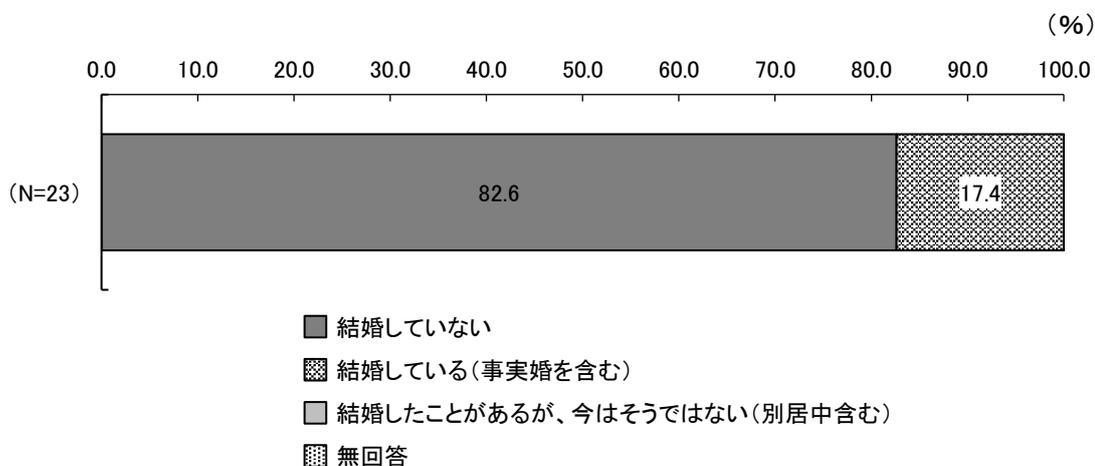
### ⑧将来への明るい希望の有無

将来への明るい希望の有無では、「どちらかといえば希望がある」が39.1%と最も高く、次いで「希望がある」「どちらかといえば希望がない」がともに30.4%(7割程度)となっています。



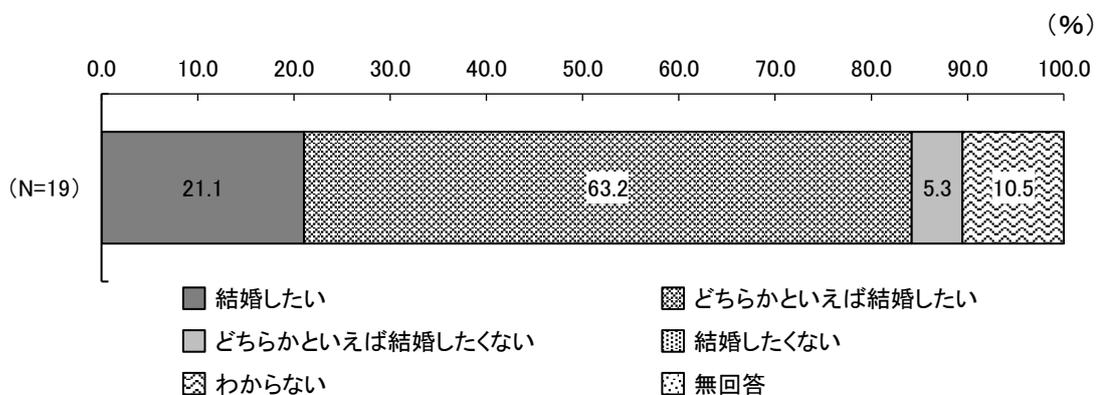
### ⑨結婚の状況

結婚の状況についてみると、「結婚していない」が82.6%と最も高く、次いで「結婚している(事実婚を含む)」が17.4%となっています。



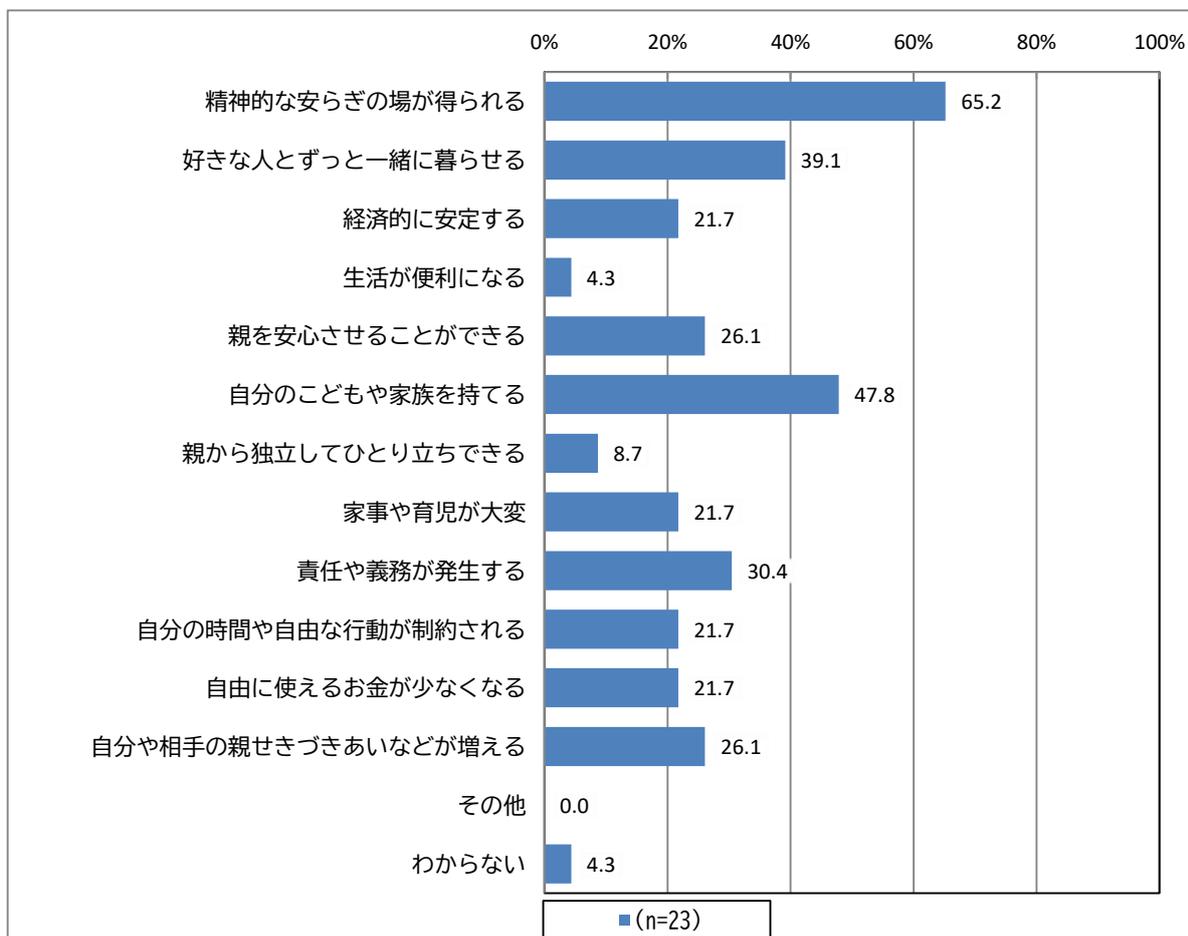
### ⑨結婚の希望

結婚していない方に聞いた結婚の希望では、「どちらかといえば結婚したい」が 63.2%と最も高く、次いで「結婚したい」が 21.1%、(8割以上)「わからない」が 10.5%となっています。



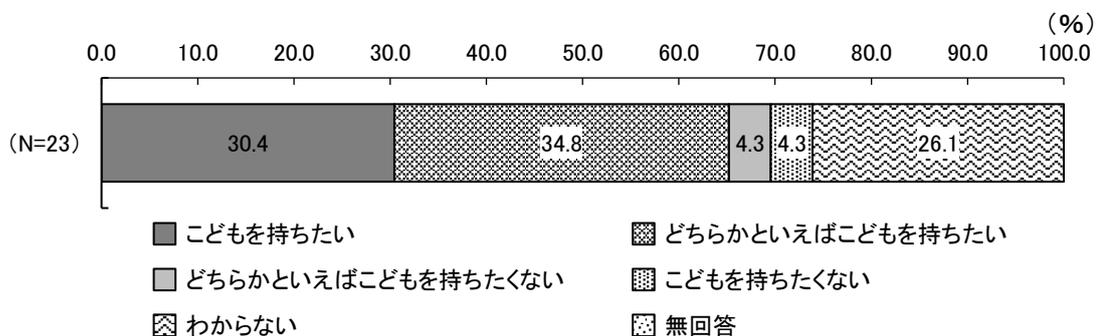
### ⑩結婚に対する考え

結婚に対する考えについてみると、「精神的な安らぎの場が得られる」が 65.2%と最も高く、次いで「自分の子どもや家族を持てる」が 47.8%、「好きな人とずっと一緒に暮らせる」が 39.1%となっており、結婚に対してポジティブな意見が多くなっています。



### ⑪子どもを持つことについて

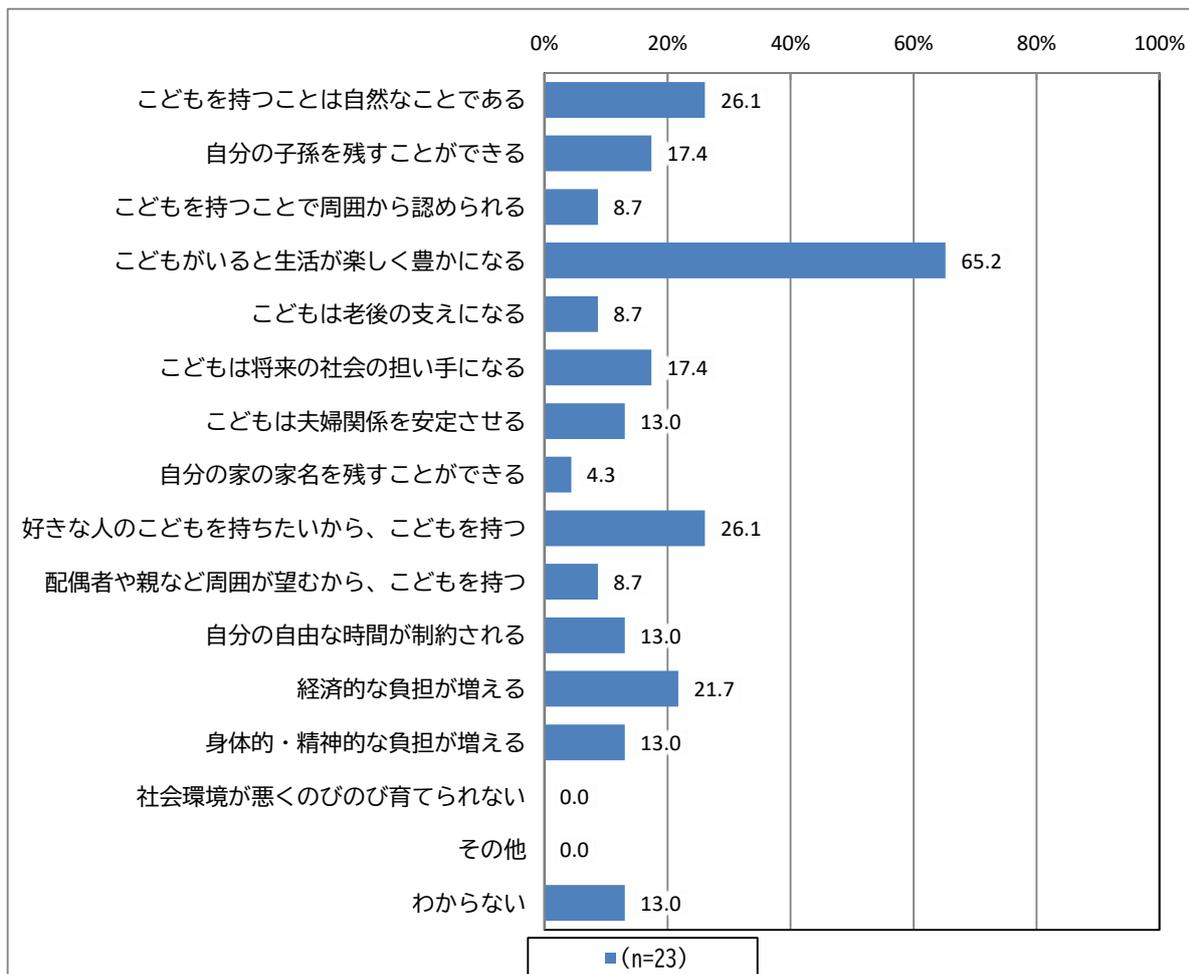
将来子どもを持ちたいと思うかでは、「どちらかといえば子どもを持ちたい」が34.8%と最も高く、次いで「子どもを持ちたい」が30.4%(7割近く)、「わからない」が26.1%となっています。



### ⑫子どもを持つことへの考え

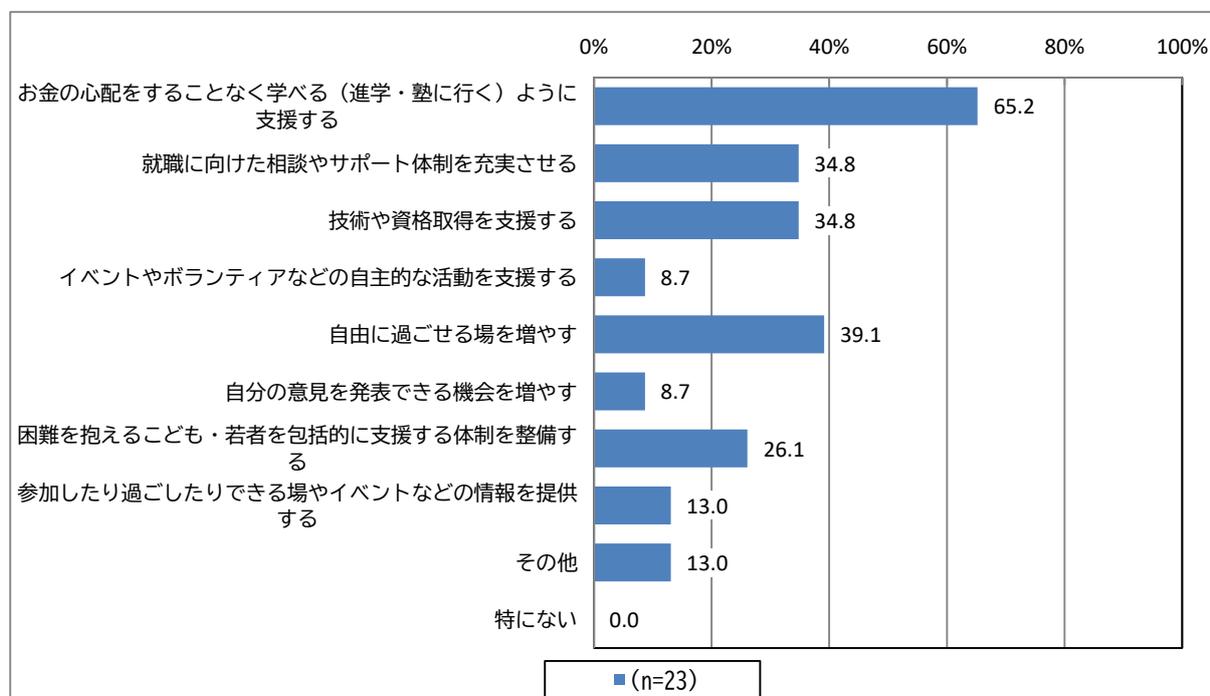
子どもを持つことへの考えについてみると、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が65.2%と最も高く、次いで「子どもを持つことは自然なことである」「好きな人の子どもを持ちたいから、子どもを持つ」などのポジティブな意見が多くみられます。

一方で「経済的な負担が増える」「自分の自由な時間が制約される」などのネガティブな意見もみられます。



### ⑬子ども・若者のために必要な取組

子ども・若者のために必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が65.2%と最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」が39.1%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」「技術や資格取得を支援する」がともに34.8%となっています。



### 3 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の3つの柱に沿って広尾町の子どもと若者に向けた取組を推進します。

#### (1)社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族がさまざまな形で社会に参加することができるよう、支援体制を充実します。

#### (2)子ども・若者の成長のための社会環境の整備

子ども・若者が自らの権利・人権に対する理解を深めることができるよう、子ども・若者の権利の周知・啓発に努めます。

また、子ども・若者の安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

#### (3)子ども・若者の健やかな成長と自立の支援

若者が継続的に就労し、自立した生活を送れるよう、支援体制を充実します。

また、誰も自殺に追い込まれることのないよう、多職種が連携を図り、子ども、若者の自殺対策を総合的に推進します。

## 4 具体的な取組

### (1) 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

#### ① 子ども・若者に関する相談体制の充実

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
1	こころの健康づくり	こころの健康に関する相談・支援、こころの健康づくりについての啓発を行います。	保健福祉課 健康管理センター

#### ② ひきこもり、若年無業者(ニート)への支援

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
2	ひきこもり相談支援体制の充実	福祉の総合相談窓口のほか、ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援体制を充実します。	保健福祉課 福祉係 健康管理センター

#### ③ 問題行動への対応や不登校への支援

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
3	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校等に啓発していきます。	教育委員会 管理課 保健福祉課 健康管理センター
4	不登校児童生徒支援の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	教育委員会 管理課

#### ④ 経済的な困窮への支援

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
5	生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	保健福祉課 福祉係
6	子育て世帯への公営住宅供給	公営住宅への入居申請においては、ひとり親等の子育てに困難を抱える家庭に対し、ニーズに即した住宅を供給するとともに、申請が重複した際は、判定基準に基づいた評点の加点を行い、優先的に住宅への入居を支援します。	建設水道課 建築公住係

## (2)子ども・若者の成長のための社会環境の整備

### ①人権を守る環境づくり

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
7	人権教育の推進	小・中学校に人権尊重に関する啓発を行います。	教育委員会 管理課
8	人権の花運動	町内の学校と連携して、花を植えることによって、命の尊さや他人を思いやる気持ちを育みます。 (十勝管内の町村で輪番制のため、次回当番年度は令和10年度)	企画課 ふれあいの係
9	子ども・若者の権利の普及啓発	子ども・若者の権利に関する啓発リーフレットの配布など、広報・啓発を行います。	保健福祉課 子育て支援室

### ②子ども・若者の安全と安心の確保

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
10	犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	住民課 環境生活係
11	インターネット等による有害情報の危険性の啓発	インターネット等による有害情報の危険性について、学校に啓発を行います。	教育委員会 管理課
12	消費者啓発事業	スマートフォンやインターネットのトラブル、契約などについて、啓発していきます。 また、成年年齢引き下げに伴う若者を狙った消費者トラブルの被害を防止するため、啓発を実施します。	水産商工観光課 商工観光係

### (3)子ども・若者の健やかな成長と自立の支援

#### ①生きる力の育成

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
13	自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、心の不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	保健福祉課 健康管理センター

#### ②就労に関する支援

事業番号	事業名称	事業内容	担当する課等
14	就労相談窓口の設置	就労支援相談員を配置し、就労相談窓口を設置します。	水産商工観光課 商工観光係
15	就労支援事業	ハローワークと連携し、求人検索や求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行います。	水産商工観光課 商工観光係
16	労働相談	社会保険労務士が、解雇・労働災害・雇用保険などの相談を行います。	水産商工観光課 商工観光係

## 第9章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けた役割

本計画は、子ども・子育て支援事業計画など既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。

このため、計画の推進にあたっては、行政だけではなく、子育て当事者や子ども・若者など町民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

#### (1) 町民や関係団体などとの連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

計画の推進にあたっては、認定こども園、保育所などをはじめ、関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。

また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

#### (2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけではなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

#### (3) 町民・企業などの参加・参画の推進

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

また、こども基本法では、子ども施策の基本理念として、「こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮」が定められています。

こうしたことから、本計画では、子ども・若者を含めた町民や企業、関係団体などの意見表明の機会、参加・参画を推進します。

#### (4)庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、関係各課や関係機関の子ども施策に関する知識と意識を高めていきます。

#### (5)国・道などとの連携

町民に最も身近な行政である町は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や道、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取組は広尾町が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

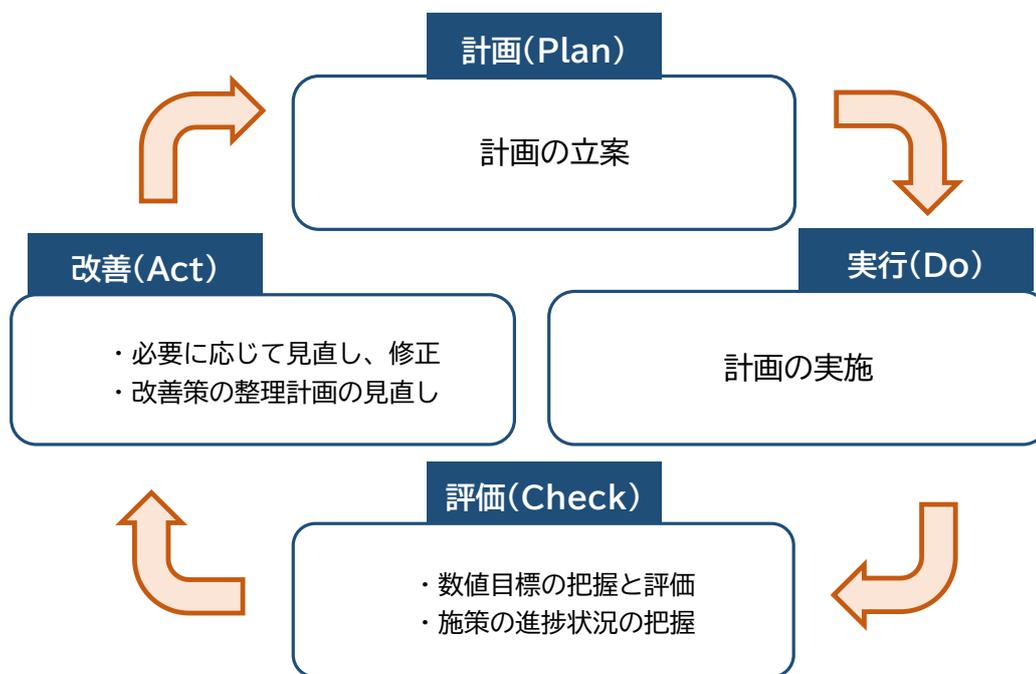
## 2 計画の点検・評価・改善

### (1) 計画の点検・評価と見直し

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



### (2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。